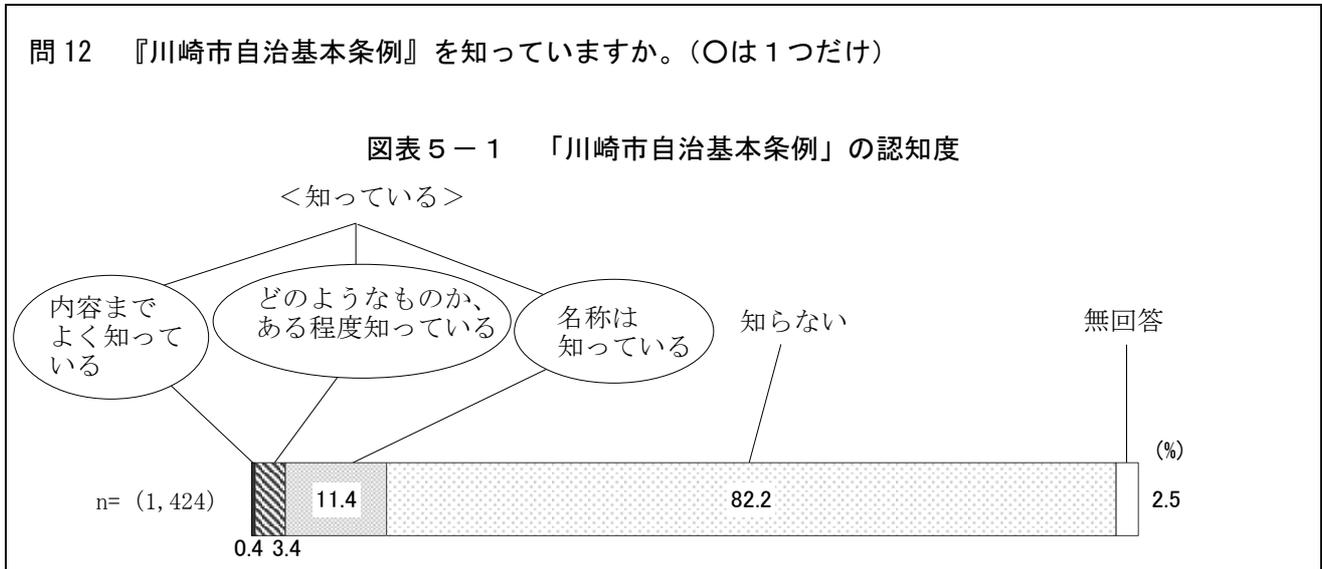


## 5 川崎市自治基本条例について

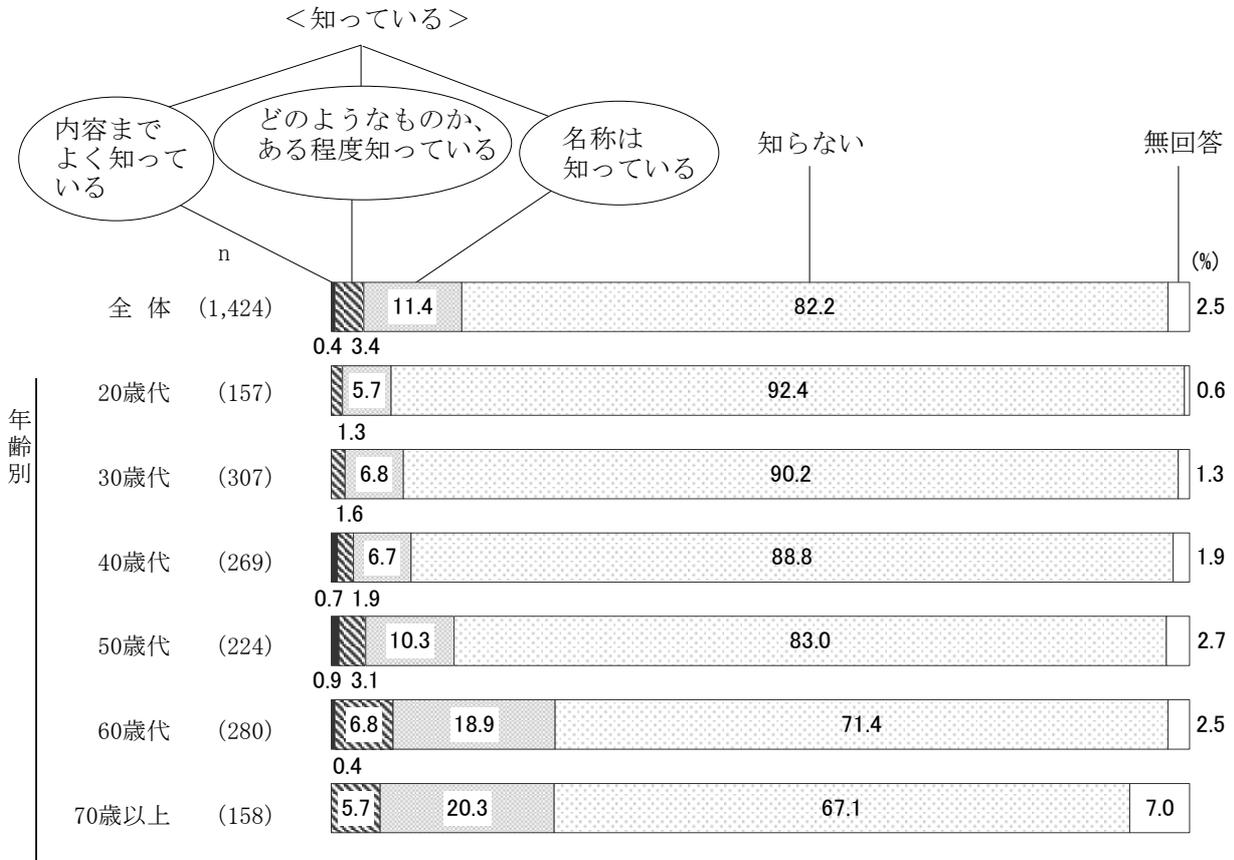
### 5-1 「川崎市自治基本条例」の認知度

◎<知っている>は15.2%



「川崎市自治基本条例」の認知度は、「内容までよく知っている」(0.4%)、「どのようなものか、ある程度知っている」(3.4%)、「名称は知っている」(11.4%)をあわせた<知っている>が15.2%となっている。一方、「知らない」は、82.2%となっている。(図表5-1)

図表5-2 「川崎市自治基本条例」の認知度(年齢別)



年齢別では、「川崎市自治基本条例」の認知度の<知っている>は、60歳代以上が2割台半ばと多くなっている。一方、20歳代から40歳代が1割未満と低くなっている。(図表5-2)

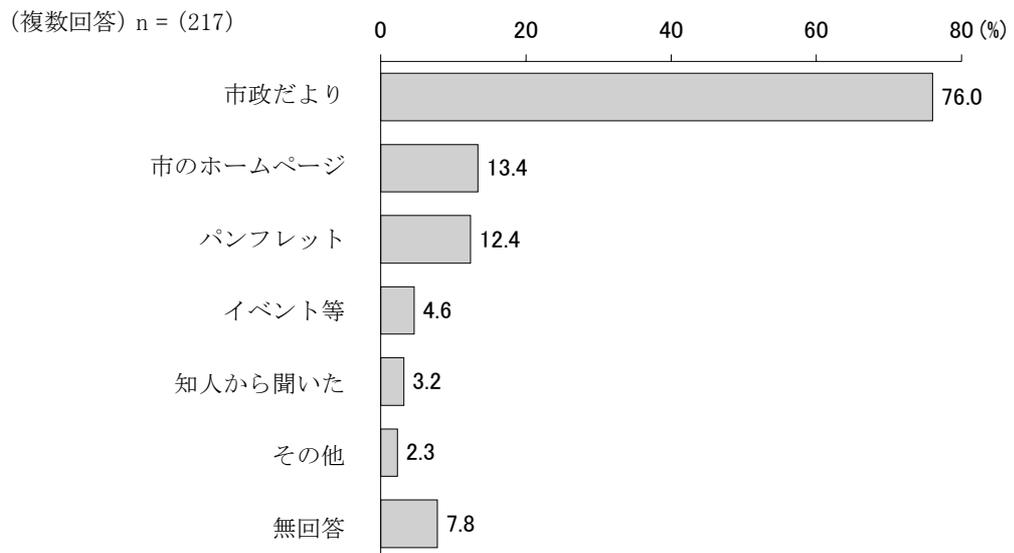
## 5-2 「川崎市自治基本条例」を知ったきっかけ

◎「市政だより」が76.0%

(問12で「1 内容まで知っている」または「2 どのようなものか、ある程度知っている」「3 名称は知っている」と答えた方にうかがいます。)

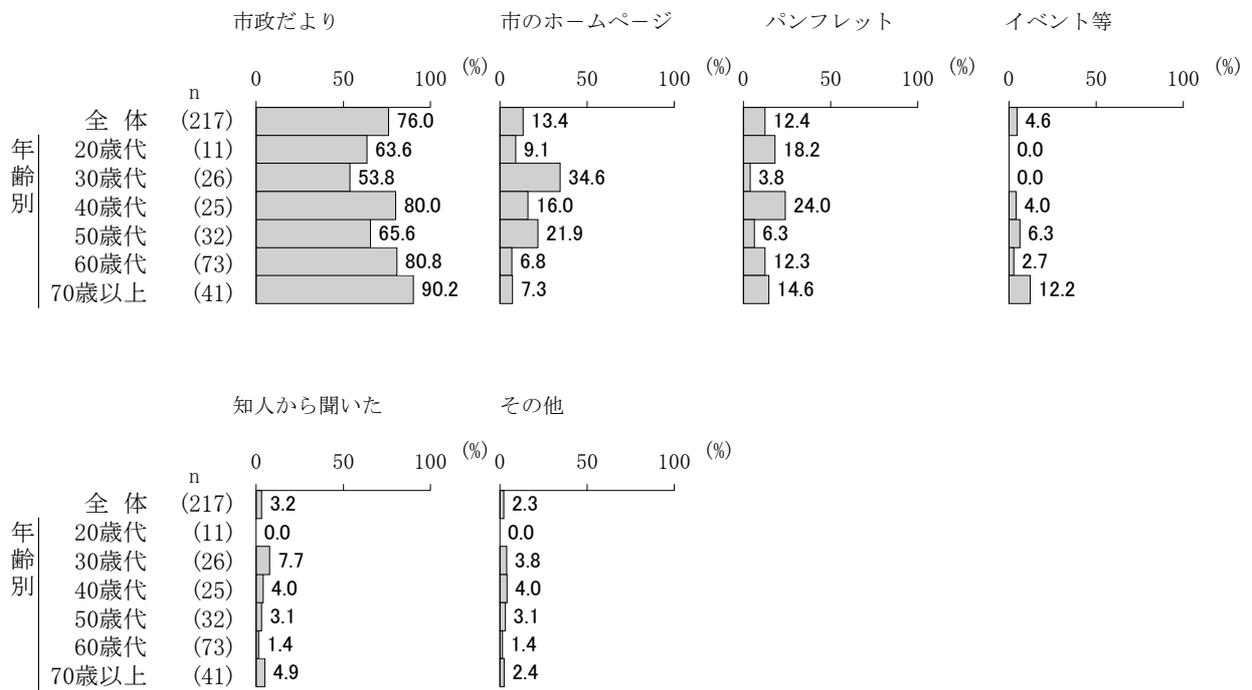
問13 『川崎市自治基本条例』をどのように知りましたか。(あてはまるものすべてに○)

図表5-3 「川崎市自治基本条例」を知ったきっかけ



「川崎市自治基本条例」を知ったきっかけは、「市政だより」(76.0%)が最も多く、以下「市のホームページ」(13.4%)、「パンフレット」(12.4%)と続いている。(図表5-3)

図表5-4 「川崎市自治基本条例」を知ったきっかけ(年齢別)



年齢別では、「市政だより」は、70歳以上が9割台前半と最も多く、40歳代、60歳代も8割台前半と多くなっている。「市のホームページ」は、30歳代が3割台半ばと多くなっている。「パンフレット」は、40歳代が2割台となっている。(図表5-4)

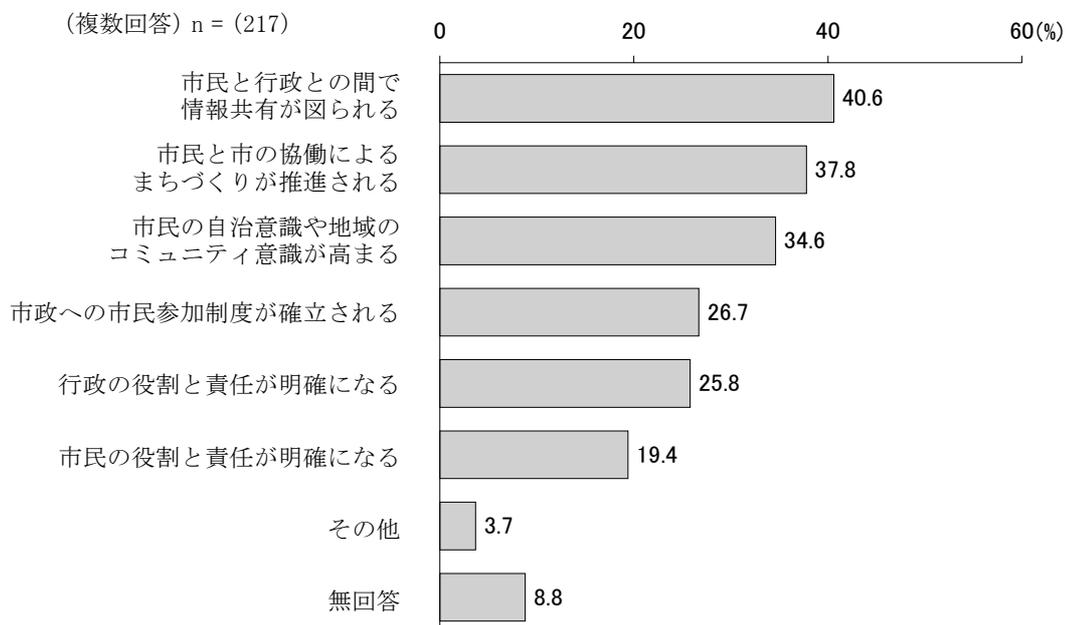
### 5-3 「川崎市自治基本条例」の施行による自治運営への影響

◎「市民と行政との間で情報共有が図られる」が40.6%

(問12で「1 内容まで知っている」「2 どのようなものか、ある程度知っている」「3 名称は知っている」と答えた方にうかがいます。)

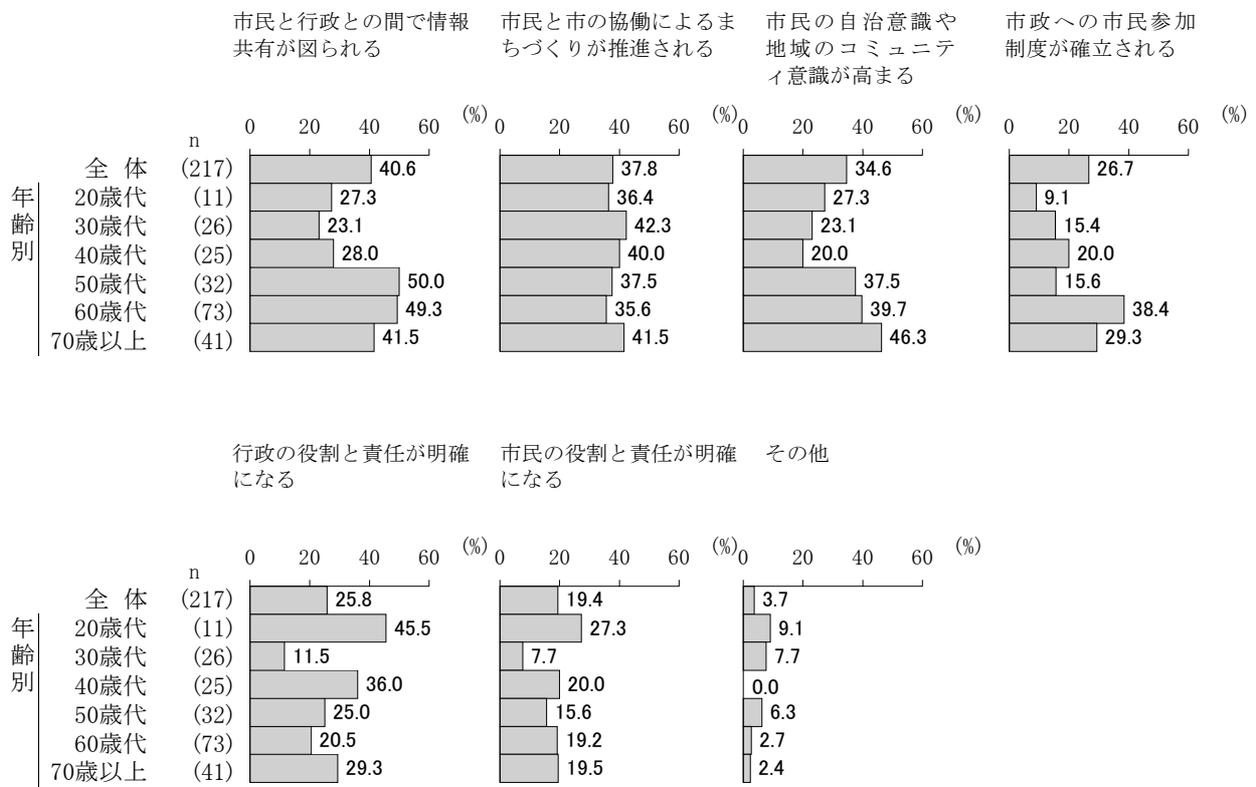
問14 『川崎市自治基本条例』が施行されたことで、本市の自治運営にどのような影響があると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

図表5-5 「川崎市自治基本条例」の施行による自治運営への影響



「川崎市自治基本条例」の施行による自治運営への影響は、「市民と行政との間で情報共有が図られる」(40.6%)が最も多く、以下「市民と市の協働によるまちづくりが推進される」(37.8%)、「市民の自治意識や地域のコミュニティ意識が高まる」(34.6%)と続いている。(図表5-5)

図表5-6 「川崎市自治基本条例」の施行による自治運営への影響(年齢別)



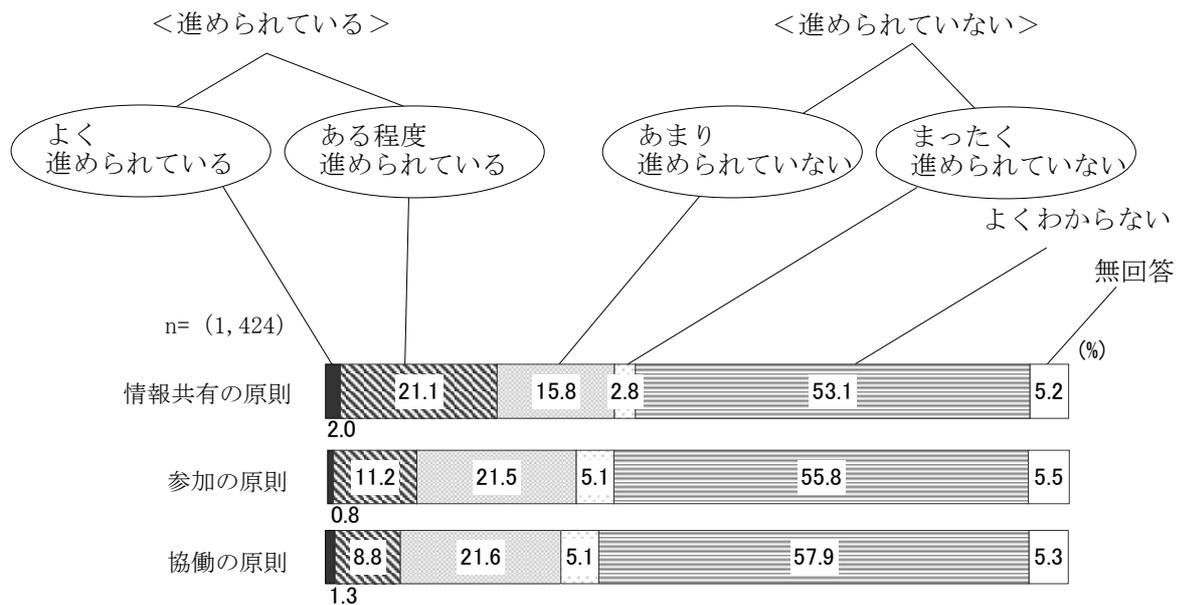
年齢別では、「市民と行政との間で情報共有が図られる」は、50歳代、60歳代が約5割と多くなっている。一方、20歳代から40歳代が2割台と少なくなっている。「市民の自治意識や地域のコミュニティ意識が高まる」は、50歳代以上で多く、特に70歳以上が4割台半ばと多くなっている。「行政の役割と責任が明確になる」と「市民の役割と責任が明確になる」は、20歳代が最も多くなっている。「市民と市の協働によるまちづくりが推進される」は、どの年齢も3割台半ばから4割台前半と年齢によるばらつきはない。(図表5-6)

## 5-4 自治運営の基本原則の推進について

◎<進められている>は「情報共有の原則」で23.1%、「参加の原則」で12.0%、「協働の原則」で10.1%

問15 自治基本条例には、自治運営の基本原則として、次の3つの原則が規定されていますが、どのように感じますか。(〇はそれぞれ1つずつ)

図表5-7 自治運営の基本原則の推進について

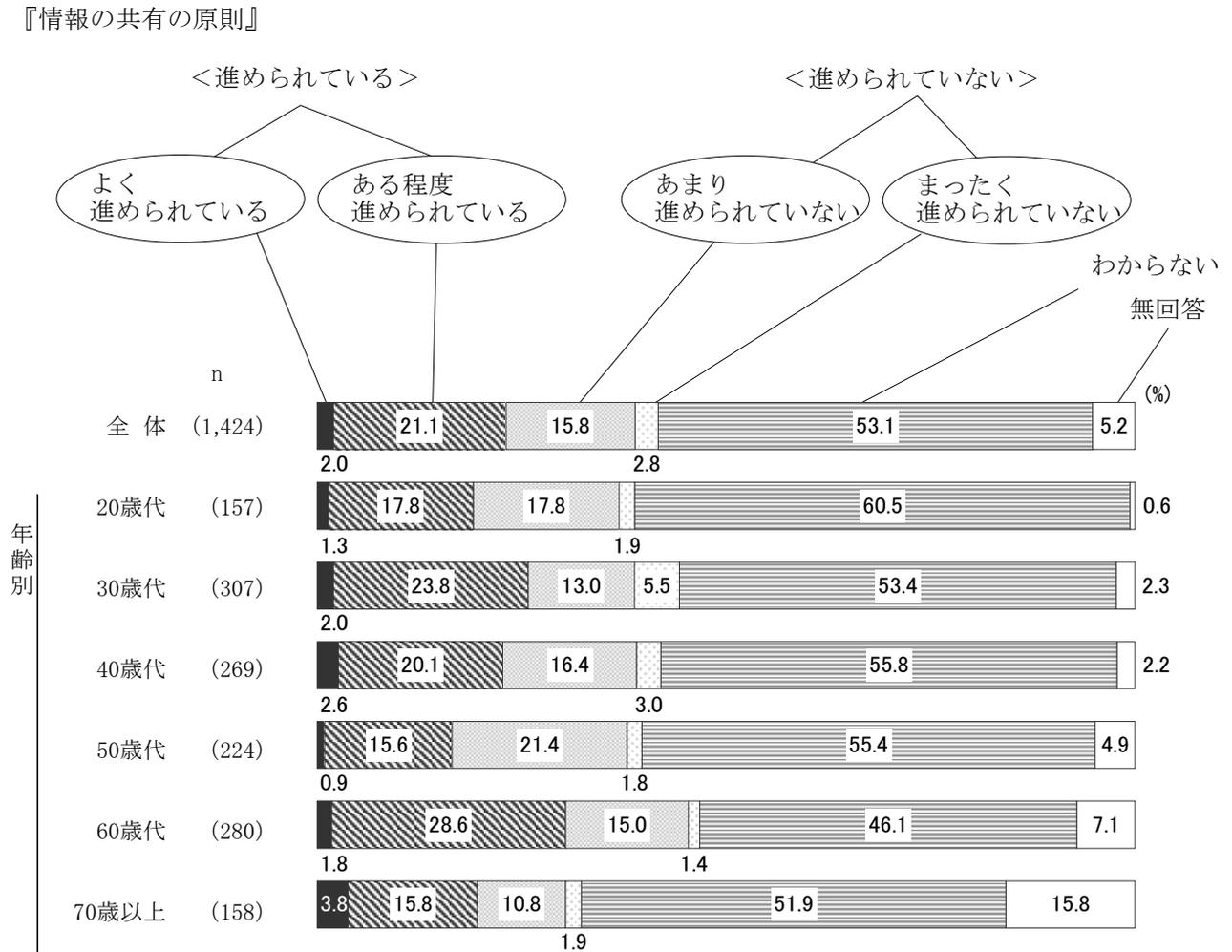


※「情報共有の原則」とは市政に関する情報を共有すること  
 ※「参加の原則」とは市民の参加の下で市政が行われること  
 ※「協働の原則」とは市民と市がそれぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立って、協力し合っていくこと

自治運営の基本原則の推進については、「よく進められている」と「ある程度進められている」をあわせて<進められている>が、情報共有の原則で23.1%、参加の原則で12.0%、協働の原則で10.1%となっており、<進められている>の割合は、情報共有の原則が最も多くなっている。

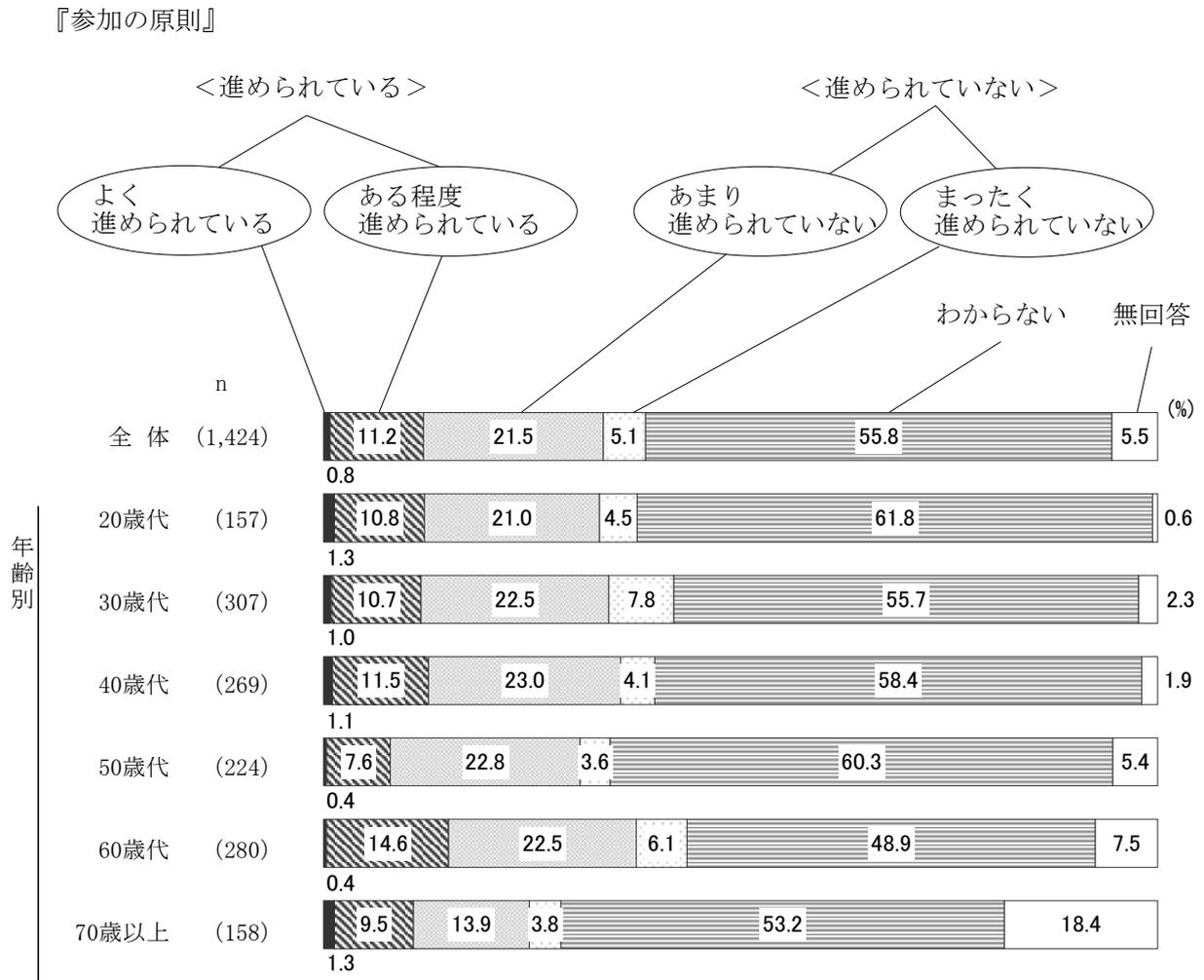
(図表5-7)

図表5-8 自治運営の基本原則の進捗（情報共有の原則、年齢別）



年齢別では、「情報の共有の原則」の<進められている>は、60歳代が3割台前半と多くなっている。一方、50歳代では、<進められていない>が2割台半ばで多くなっている。(図表5-8)

図表5-9 自治運営の基本原則の進捗（参加の原則、年齢別）



年齢別では、「参加の原則」の＜進められている＞は、60歳代が1割台半ばと多くなっている。  
 (図表5-9)



## 5-5 市政への参加意向

◎<参加したい>は45.0%

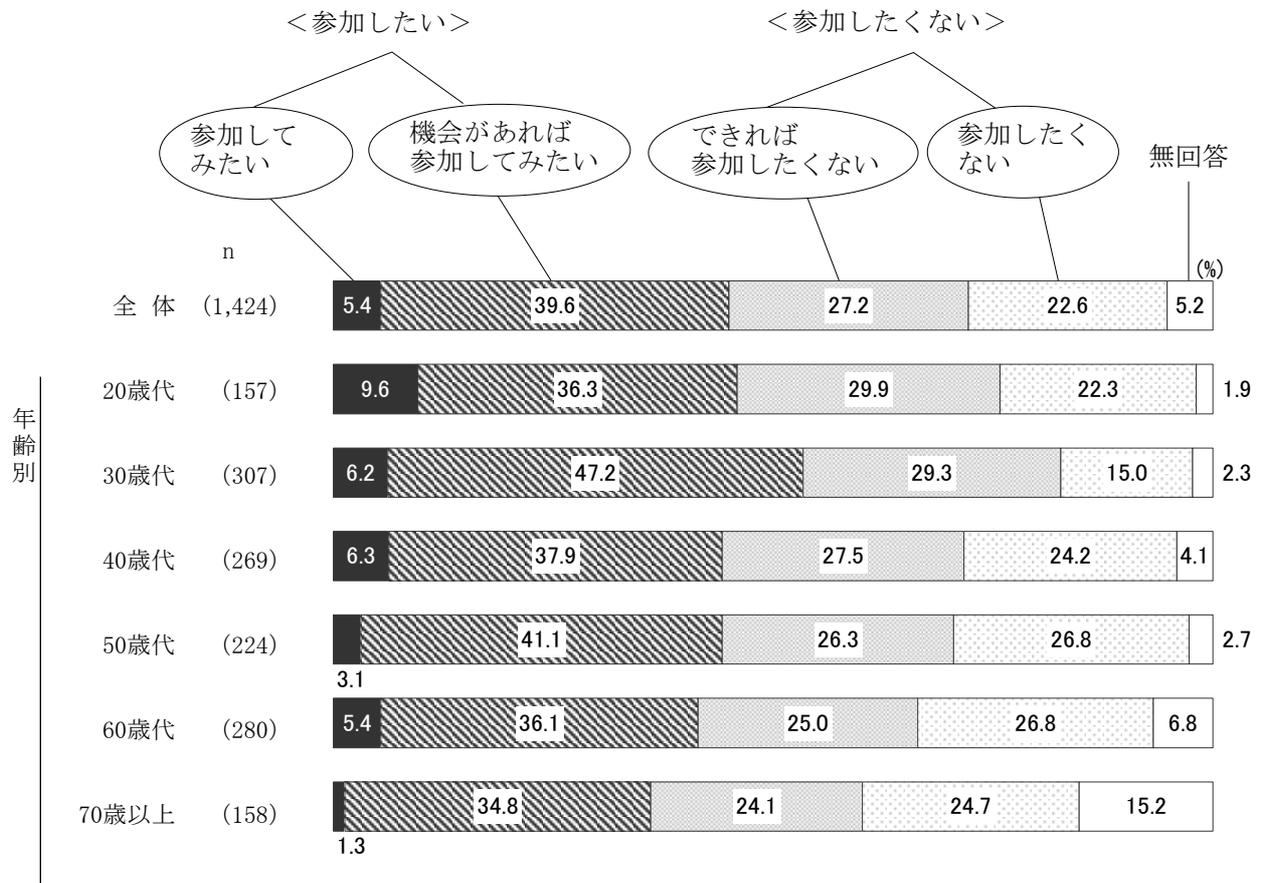
問16 行政が作る計画などに対して、会議に出席したり、意見を提出したりするなどして市政に参加してみたいと思いますか。(〇は1つだけ)

図表5-11 市政への参加意向



市政への参加意向は、「参加してみたい」(5.4%)と「機会があれば参加してみたい」(39.6%)をあわせた<参加したい>が45.0%、「できれば参加したくない」(27.2%)と「参加したくない」(22.6%)をあわせた<参加したくない>が49.8%となっている。(図表5-11)

図表5-12 市政への参加意向（年齢別）



年齢別では、市政への参加意向は、30歳代で<参加したい>が5割台半ばと最も多くなっている。(図表5-12)

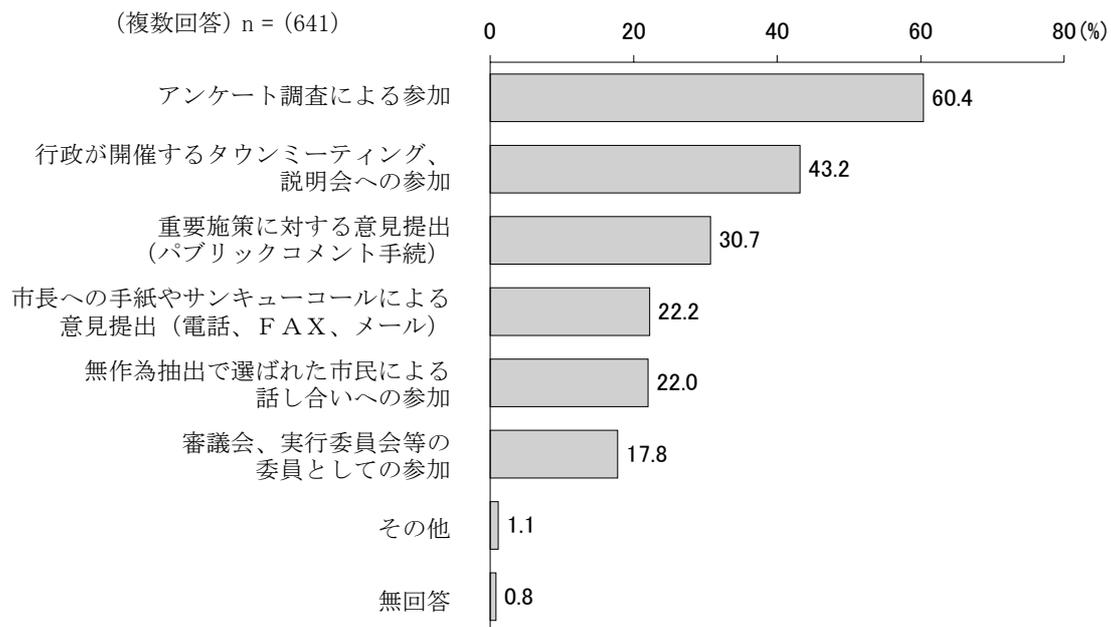
## 5-6 有効な市政への参加手法

◎「アンケート調査による参加」が60.4%

(問16で「1 参加してみたい」「2 機会があれば参加してみたい」と答えた方にうかがいます。)

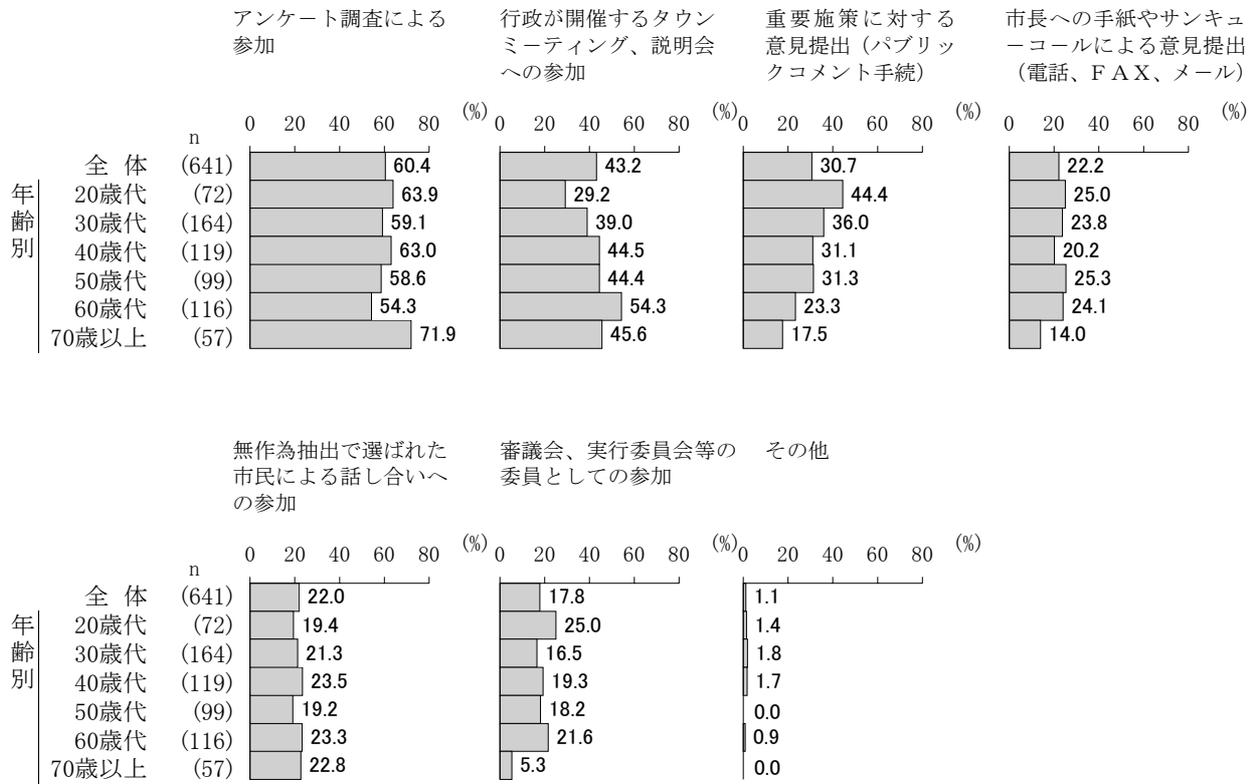
問17 どのような参加手法が有効と考えますか。(あてはまるものすべてに○)

図表5-13 有効な市政への参加手法



有効な市政への参加手法は、「アンケート調査による参加」(60.4%)が最も多くなっている。以下「行政が開催するタウンミーティング、説明会への参加」(43.2%)、「重要施策に対する意見提出 (パブリックコメント手続)」(30.7%)と続いている。(図表5-13)

図表5-14 有効な市政への参加手法（年齢別）



年齢別では、「アンケート調査による参加」は、70歳以上が7割台前半と最も多くなっている。「行政が開催するタウンミーティング、説明会への参加」は、年齢によってばらつきがあり、20歳代が2割台後半と少なく、60歳代が5割台半ばと多くなっている。「重要施策に対する意見提出（パブリックコメント手続）」は、年齢が上がるにつれ割合が少なくなる傾向となっている。（図表5-14）

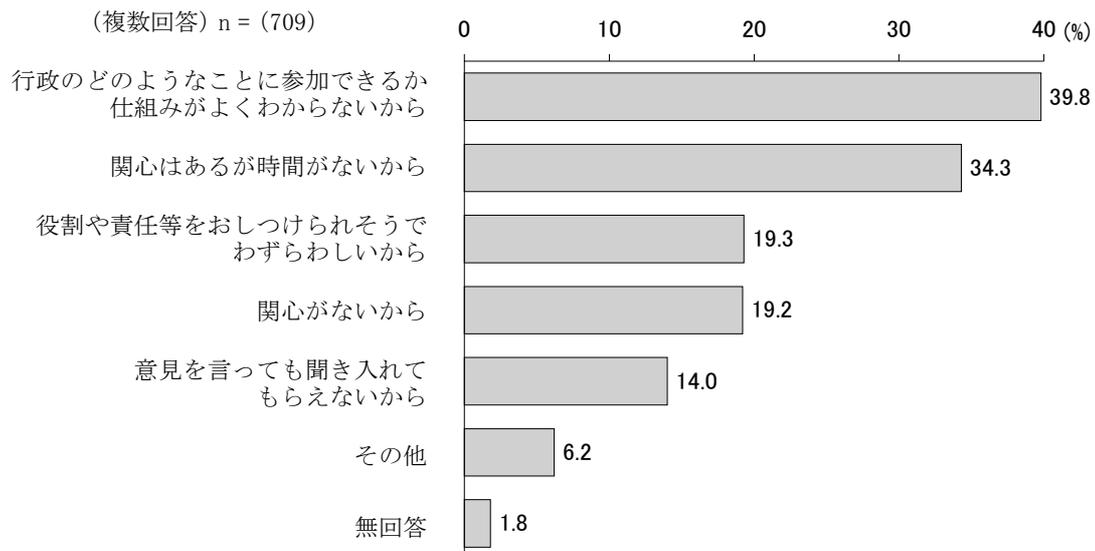
## 5-7 市政へ参加したくない理由

◎「行政のどのようなことに参加できるか仕組みがよくわからないから」が39.8%

(問16で「3 できれば参加したくない」「4 参加したくない」と答えた方にうかがいます。)

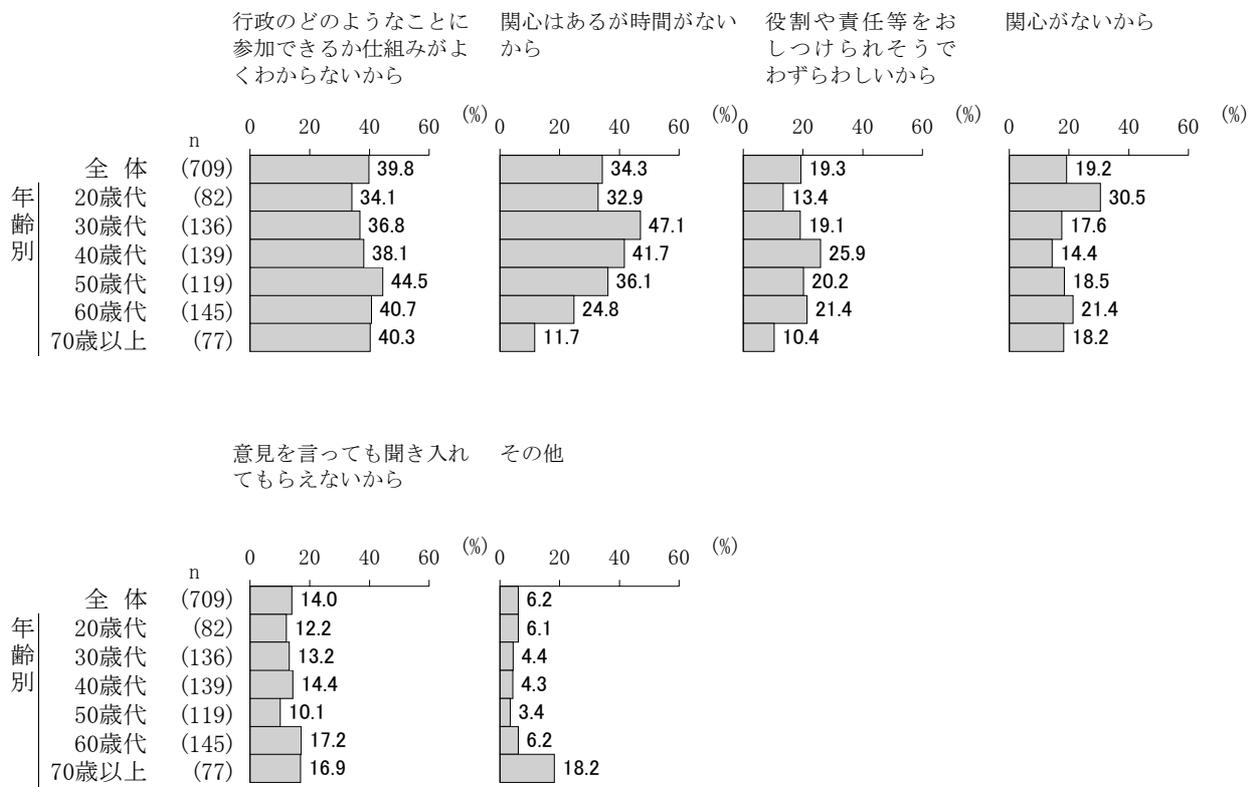
問18 参加したくない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

図表5-15 市政へ参加したくない理由



市政へ参加したくない理由は、「行政のどのようなことに参加できるか仕組みがよくわからないから」(39.8%)が最も多くなっている。以下「関心はあるが時間がないから」(34.3%)、「役割や責任等をおしつけられそうでわずらわしいから」(19.3%)、「関心がないから」(19.2%)と続いている。(図表5-15)

図表5-16 参加したくない理由（年齢別）



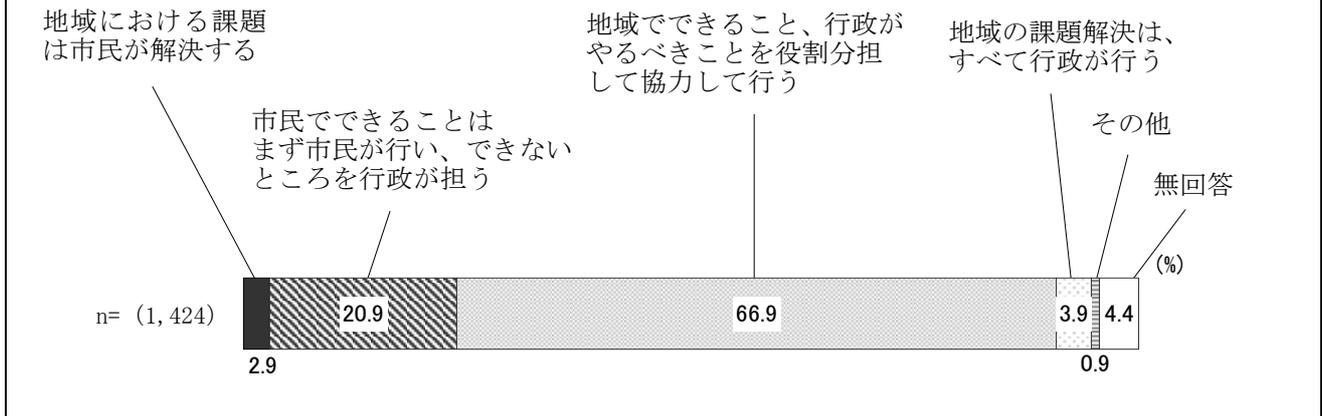
年齢別では、「行政のどのようなことに参加できるか仕組みがよくわからないから」は、どの年齢も3割台半ばから4割台半ばとなっている。「関心はあるが時間がないから」は、30歳代が4割台半ばと最も多く、年齢が上がるにつれ割合が少なくなる傾向となっている。「関心がないから」は、20歳代が3割台前半と最も多くなっている。(図表5-16)

## 5-8 川崎市における「自治」のあり方

◎「地域でできること、行政がやるべきことを役割分担して協力して行う」が66.9%

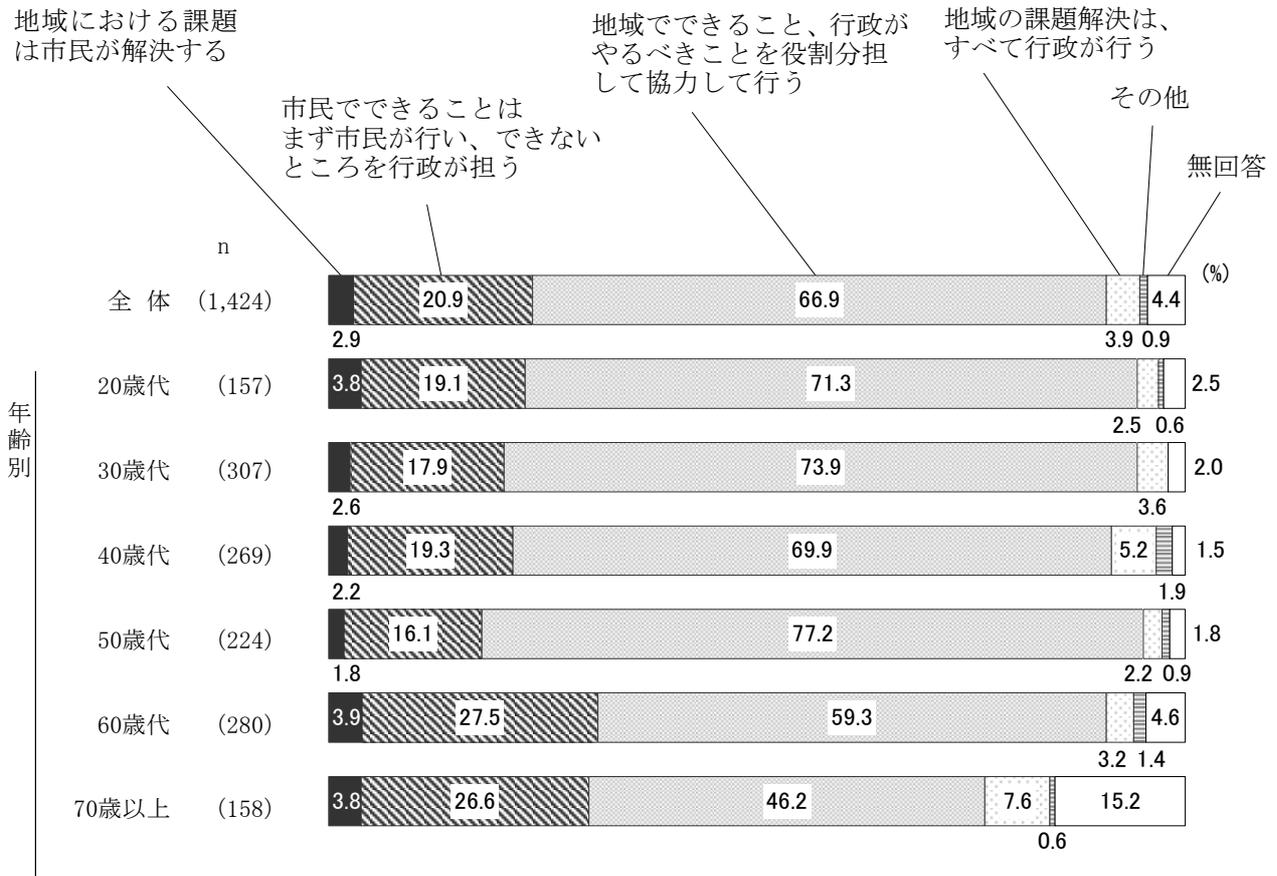
問19 川崎市における「自治」のあり方をどう考えますか。(〇は1つだけ)

図表5-17 川崎市における「自治」のあり方



川崎市における「自治」のあり方は、「地域でできること、行政がやるべきことを役割分担して協力して行う」(66.9%)が最も多くなっている。以下「市民でできることはまず市民が行い、できないところを行政が担う」(20.9%)、「地域の課題解決は、すべて行政が行う」(3.9%)、「地域における課題は市民が解決する」(2.9%)と続いている。(図表5-17)

図表5-18 川崎市における「自治」のあり方（年齢別）



年齢別では、「地域でできること、行政がやるべきことを役割分担して協力して行う」は、50歳代が7割台半ばと最も多くなっている。「市民でできることはまず市民が行い、できないところを行政が担う」は、60歳代以上が2割台半ばと他の年齢に比べ多くなっている。(図表5-18)

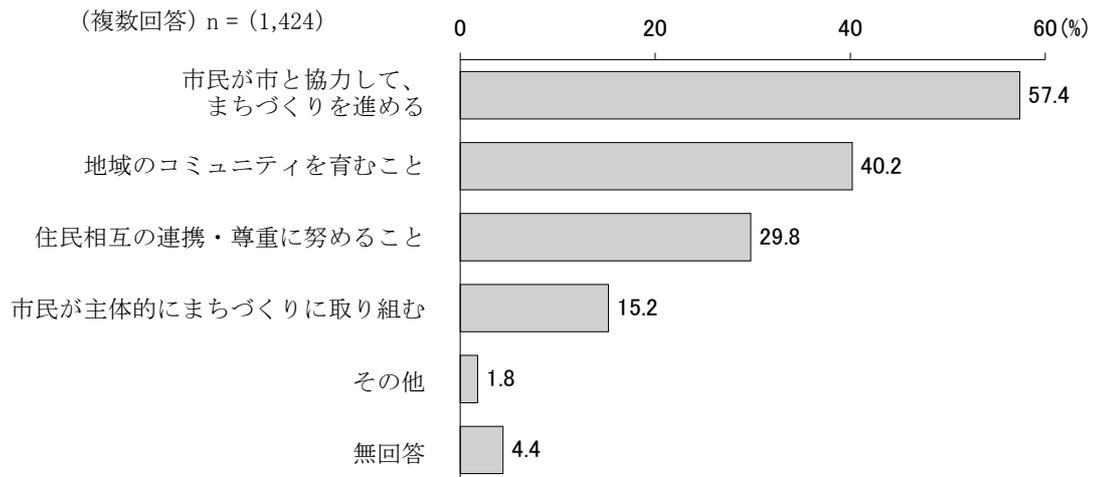
## 5-9 自治を進めるために市民として大切なこと

◎「市民が市と協力して、まちづくりを進める」が57.4%

問20 「自治」を進めるためには、市民としてどのようなことが大切だと思いますか。

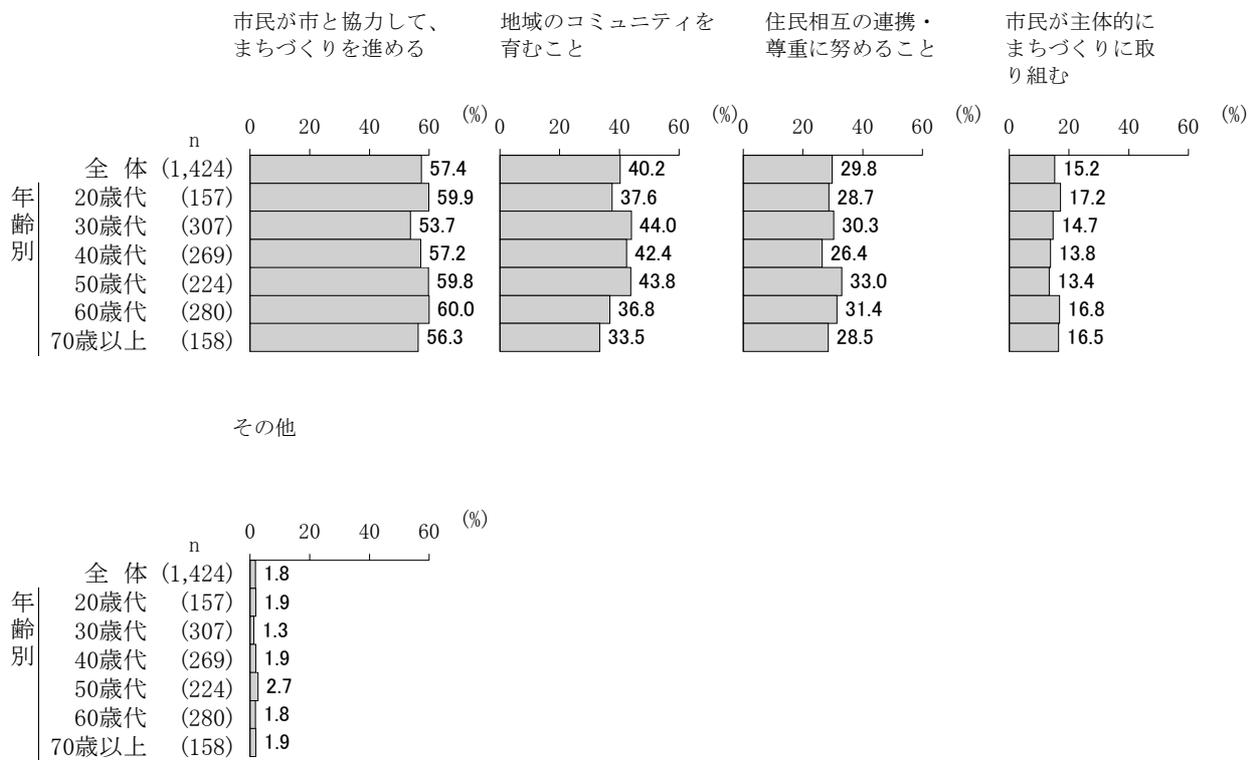
(あてはまるものすべてに○)

図表5-19 自治を進めるために市民として大切なこと



自治を進めるために市民として大切なことは、「市民が市と協力して、まちづくりを進める」(57.4%)が最も多くなっている。以下「地域のコミュニティを育むこと」(40.2%)、「住民相互の連携・尊重に努めること」(29.8%)と続いている。(図表5-19)

図表5-20 自治を進めるために市民として大切なこと（年齢別）



年齢別では、「市民が市と協力して、まちづくりを進める」は、どの年齢も5割台半ばから6割となっている。「地域のコミュニティを育むこと」は、30歳代から50歳代が4割台と多くなっている。(図表5-20)

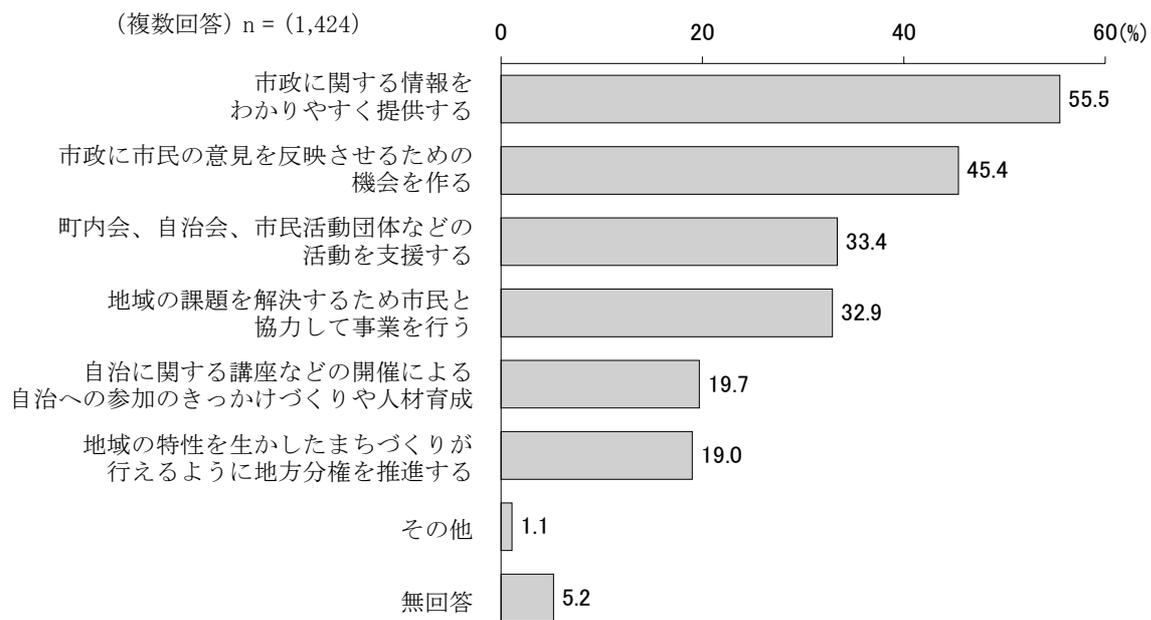
## 5-10 自治を進めるための行政の役割

◎「市政に関する情報をわかりやすく提供する」が55.5%

問21 「自治」を進めるためには、行政にどのような役割を期待しますか。

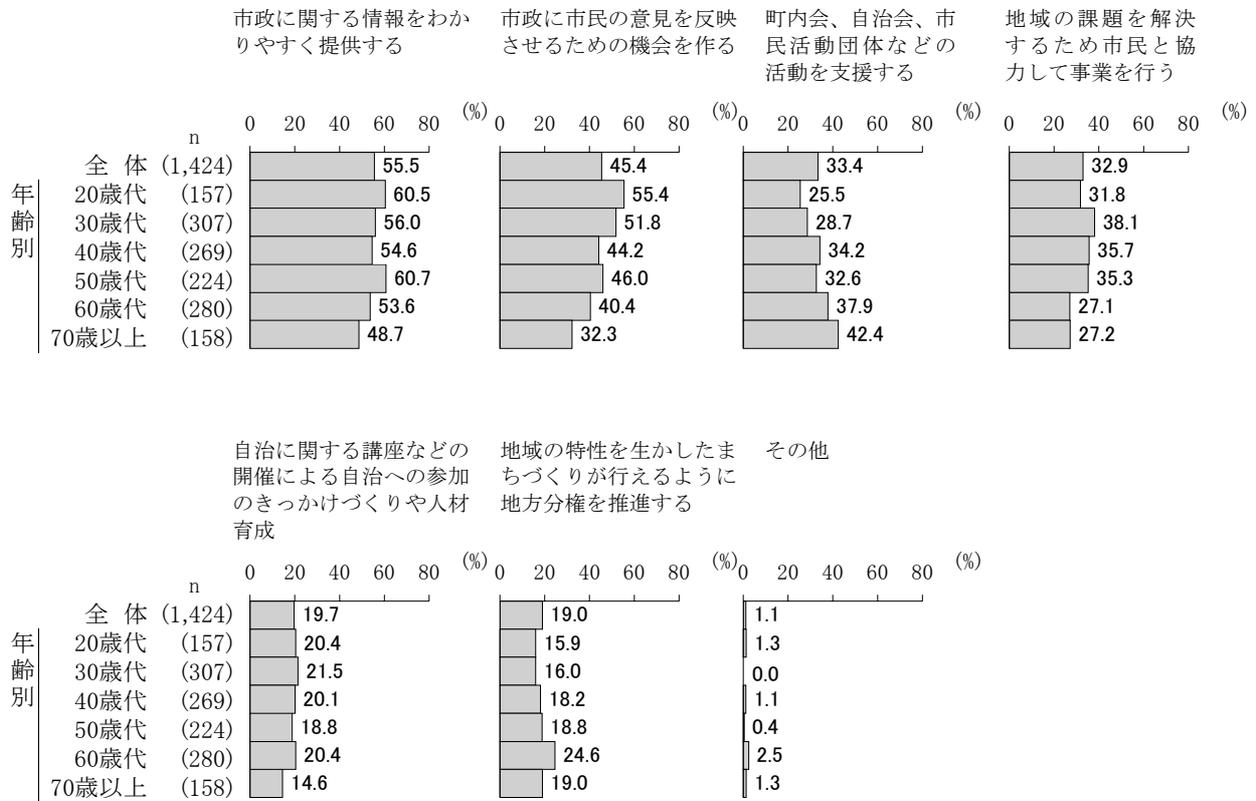
(あてはまるものすべてに○)

図表5-21 自治を進めるための行政の役割



自治を進めるための行政の役割は、「市政に関する情報をわかりやすく提供する」(55.5%)が最も多くなっている。以下「市政に市民の意見を反映させるための機会を作る」(45.4%)、「町内会、自治会、市民活動団体などの活動を支援する」(33.4%)、「地域の課題を解決するため市民と協力して事業を行う」(32.9%)と続いている。(図表5-21)

図表5-22 自治を進めるための行政の役割(年齢別)



年齢別では、「市政に関する情報をわかりやすく提供する」は、70歳以上を抜いたどの年齢でも5割台半ばから6割台前半と多くなっている。「市政に市民の意見を反映させるための機会を作る」は、年齢が上がるにつれ割合が少なくなる傾向にある。「町内会、自治会、市民活動団体などの活動を支援する」は、年齢が上がるにつれ割合が多くなる傾向にあり、20歳代が2割台半ばであるのに対し、70歳以上では4割台前半となっている。(図表5-22)

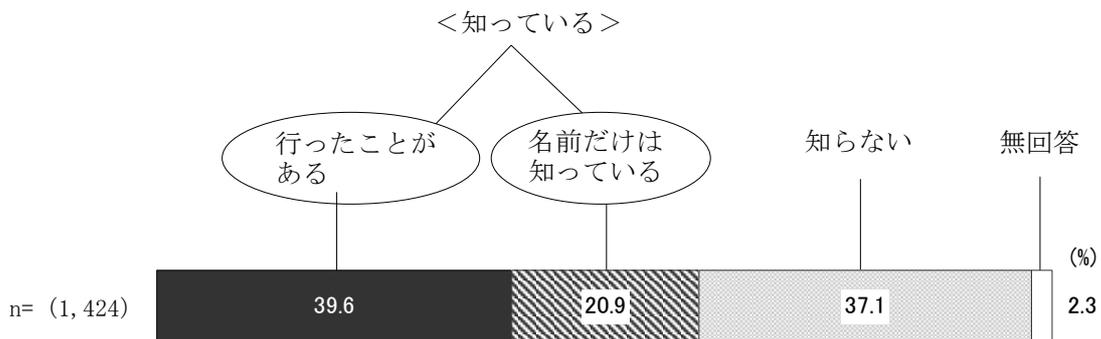
## 6 ニヶ領用水竣工400年について

### 6-1 ニヶ領用水の認知度

◎「行ったことがある」が39.6%

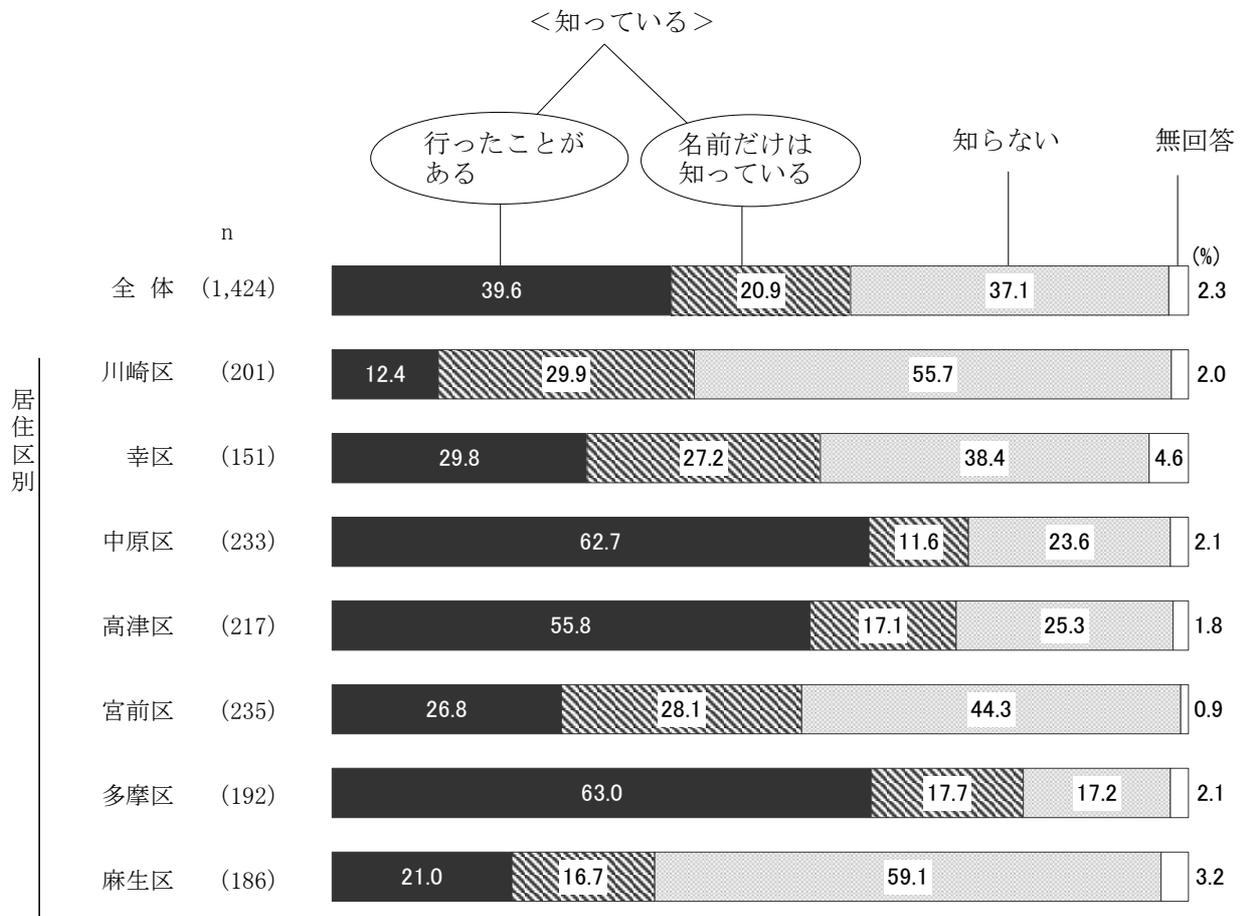
問22 あなたは、市内を流れるニヶ領用水を知っていますか。(○は1つだけ)

図表6-1 ニヶ領用水の認知度



ニヶ領用水の認知度は、「行ったことがある」(39.6%)と「名前だけは知っている」(20.9%)をあわせて<知っている>が60.5%となっている。一方、「知らない」が37.1%となっている。(図表6-1)

図表6-2 ニヶ領用水の認知度(居住区別)



居住区別では、<知っている>は、中原区、高津区、多摩区が7割台半ばから8割台前半と多くなっている。一方、「知らない」は、麻生区が約6割と最も多くなっている。(図表6-2)

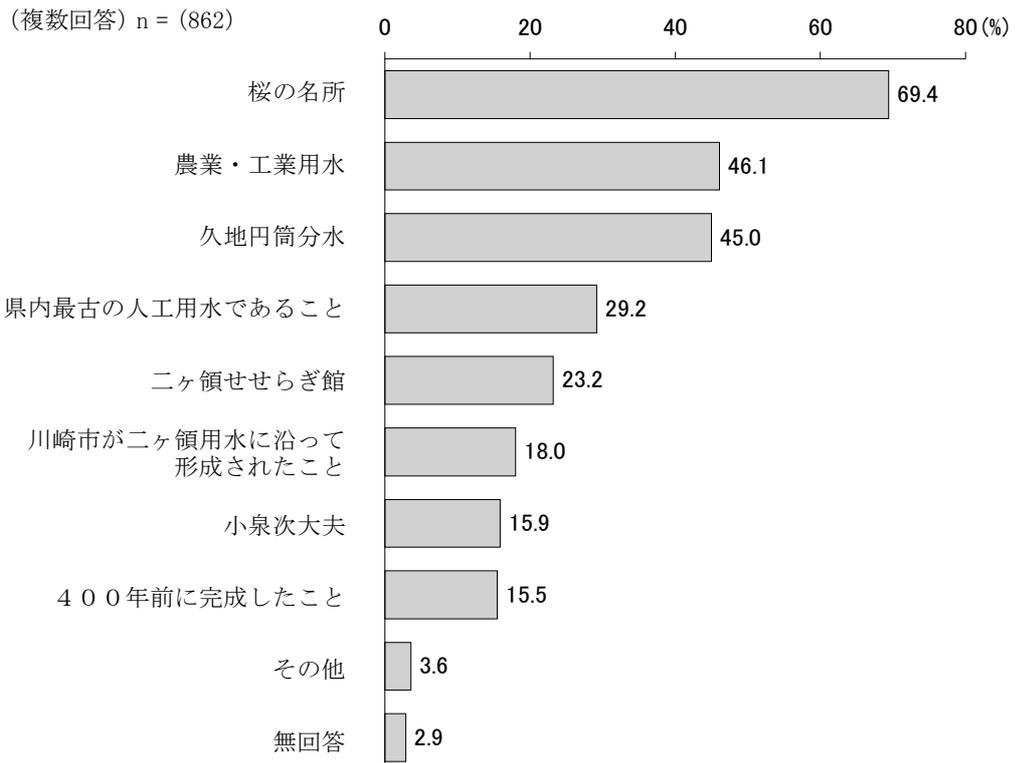
## 6-2 ニヶ領用水について知っていること

◎「桜の名所」が69.4%

(問22で「1 行ったことがある」「2 名前だけは知っている」と答えた方にうかがいます。)

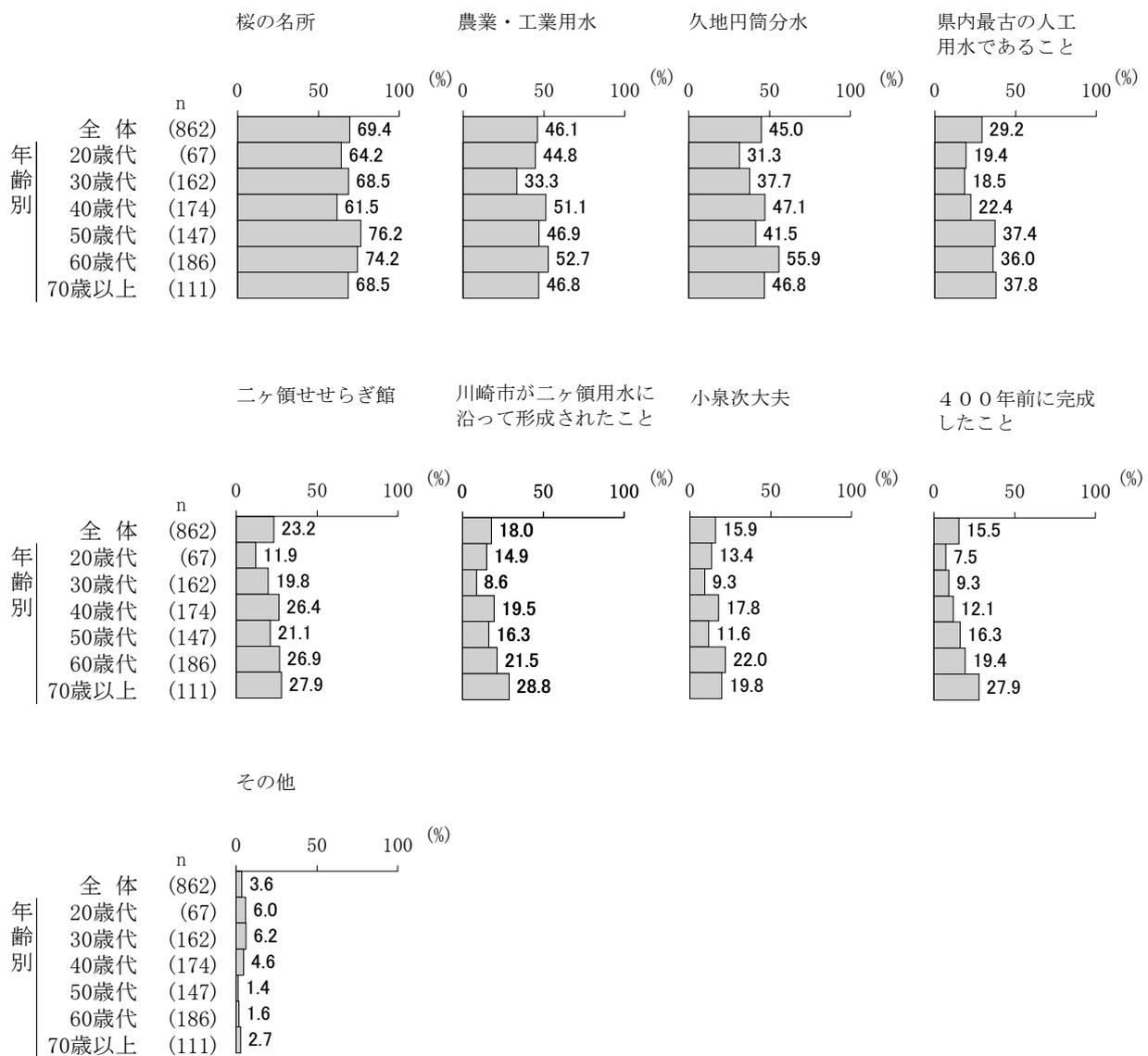
問23 ニヶ領用水について、どのようなことを知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

図表6-3 ニヶ領用水について知っていること



ニヶ領用水について知っていることは、「桜の名所」(69.4%)が最も多くなっている。以下「農業・工業用水」(46.1%)、「久地円筒分水」(45.0%)と続いている。(図表6-3)

図表6-4 ニヶ領用水について知っていること(年齢別)



年齢別では、「桜の名所」は、50歳代、60歳代が7割台半ばと多くなっている。「久地円筒分水」は、60歳代が5割台半ばと多くなっているのに対し、20歳代、30歳代は3割台と少なくなっている。(図表6-4)

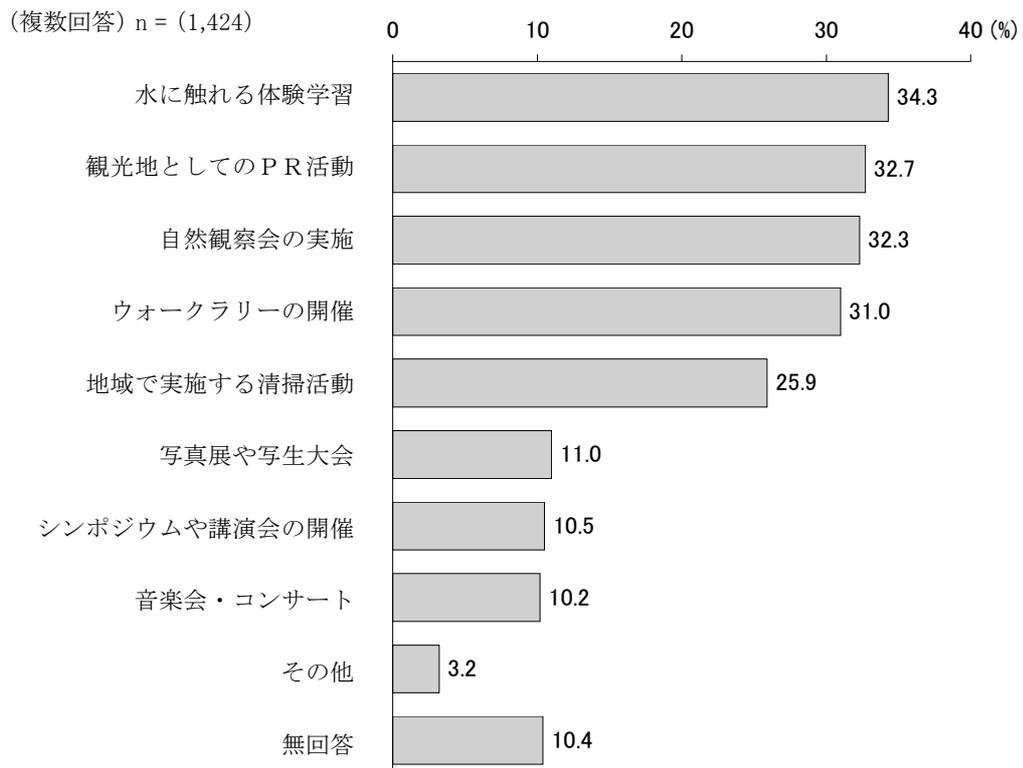
### 6-3 ニヶ領用水に親しむために必要なイベント

◎「水に触れる体験学習」が34.3%、「観光地としてのPR活動」が32.7%

問24 現在、ニヶ領用水竣工400年に向けて、さまざまなイベントが企画されていますが、ニヶ領用水にもっと親しむためには、どのようなイベントなどが必要だと思いますか。

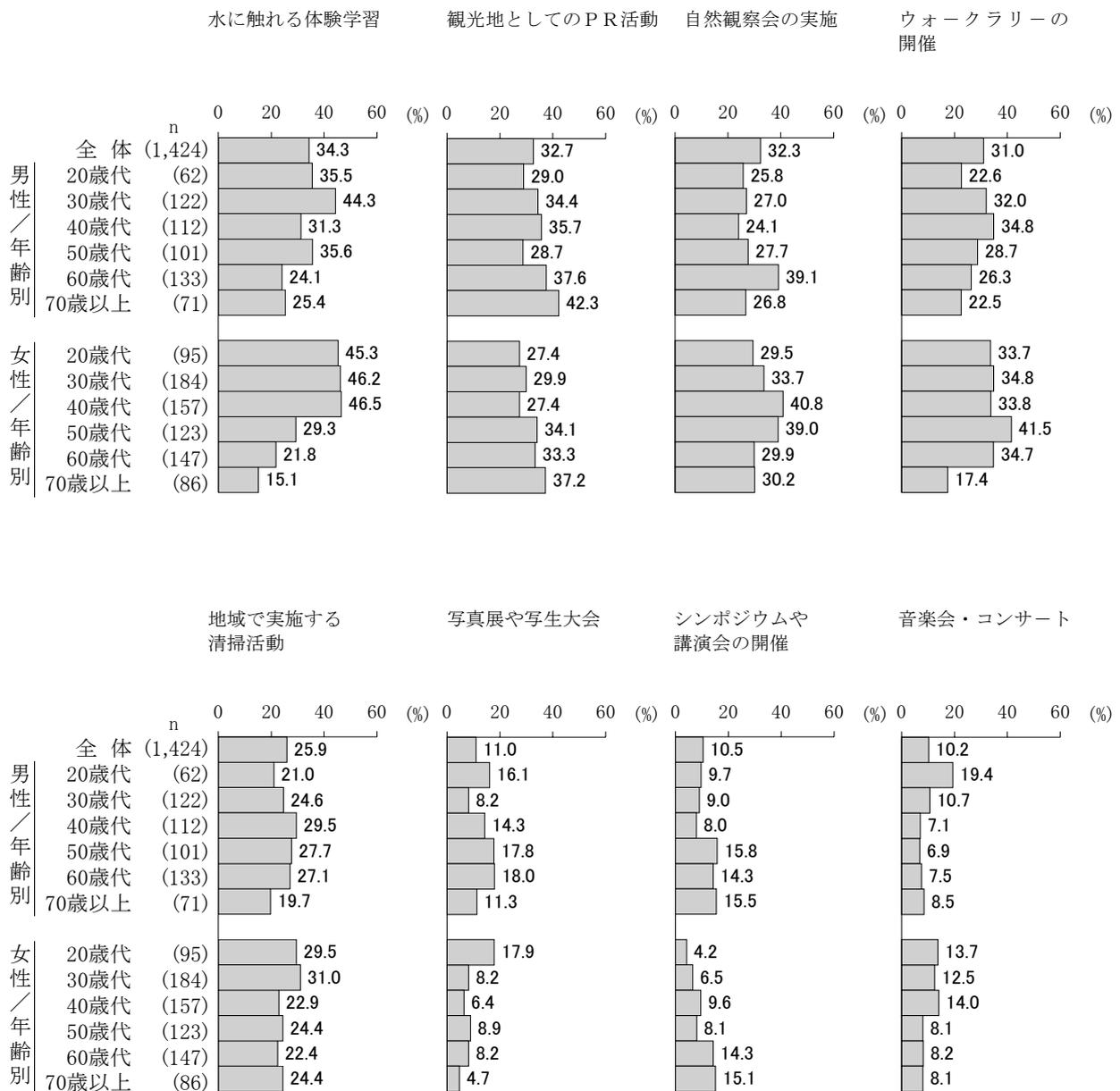
(〇は3つまで)

図表6-5 ニヶ領用水に親しむために必要なイベント



ニヶ領用水に親しむために必要なイベントは、「水に触れる体験学習」(34.3%)が最も多くなっている。以下「観光地としてのPR活動」(32.7%)、「自然観察会の実施」(32.3%)、「ウォークラリーの開催」(31.0%)と続いている。(図表6-5)

図表6-6 ニヶ領用水に親しむために必要なイベント（性／年齢別、上位8項目）



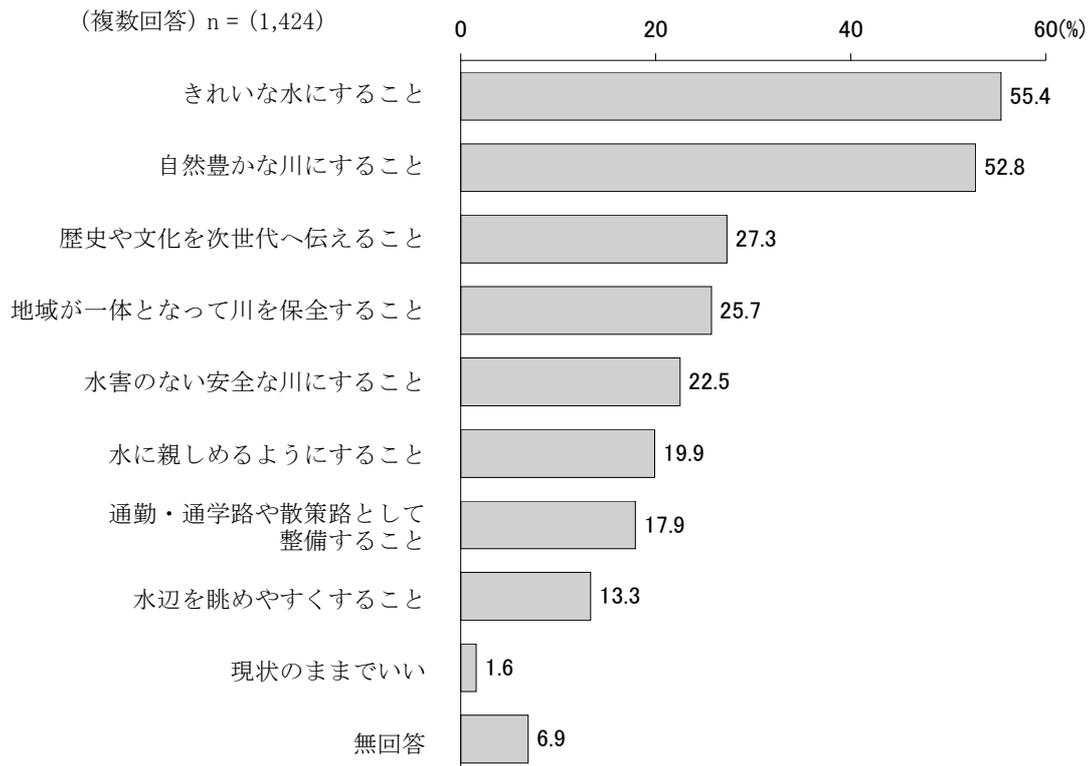
性／年齢別では、「水に触れる体験学習」は、女性で20歳代から40歳代で4割台半ばと多くなっている。「観光地としてのPR活動」は、男女ともに70歳以上が多くなっている。(図表6-6)

## 6-4 これからの二ヶ領用水に重要なこと

◎「きれいな水にすること」が55.4%、「自然豊かな川にすること」が52.8%

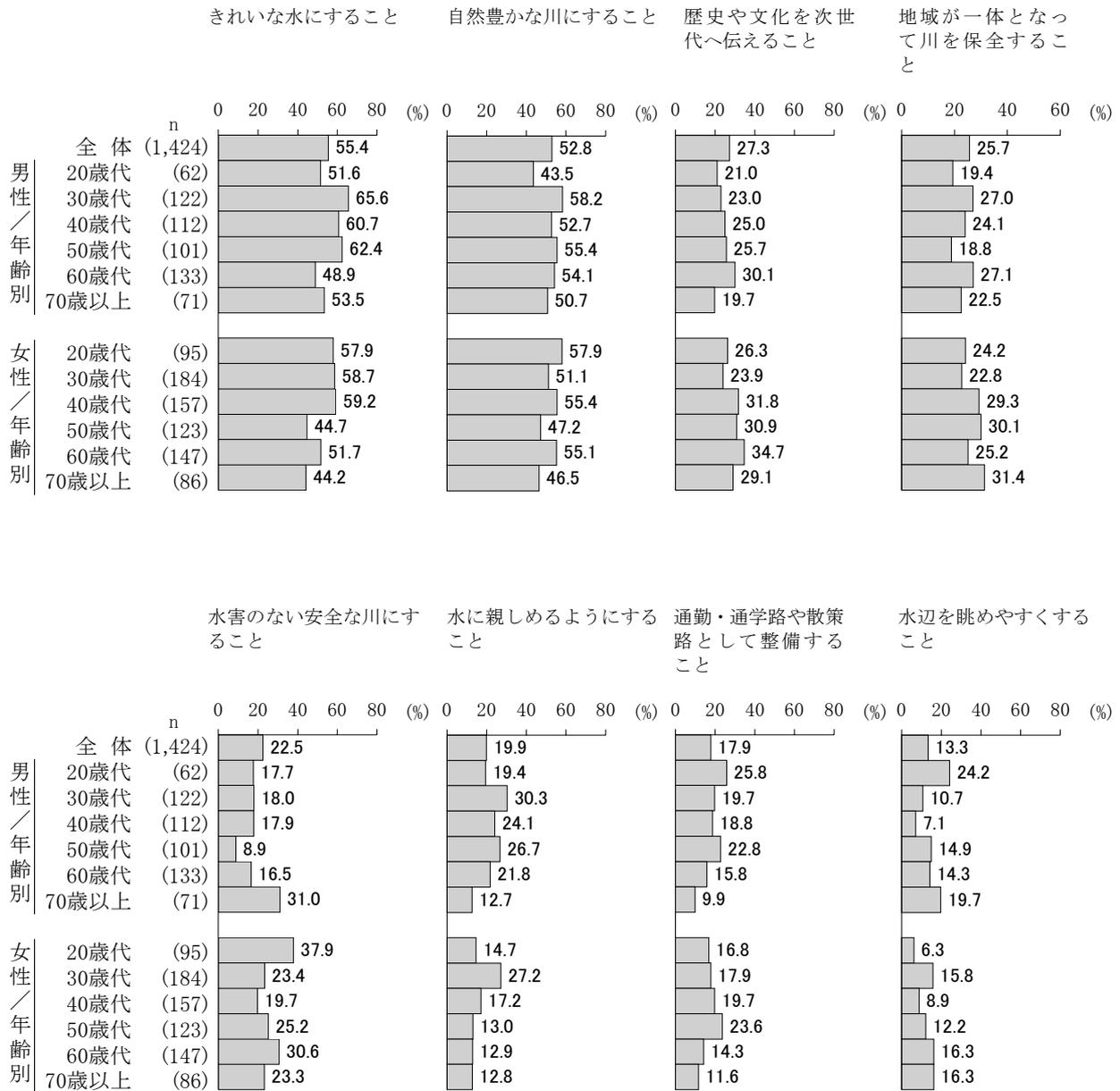
問25 あなたは、これからの二ヶ領用水（もしくは、小さな川や水路）について、何が重要だと思いますか。（〇は3つまで）

図表6-7 これからの二ヶ領用水に重要なこと



これからの二ヶ領用水に重要なことは、「きれいな水にすること」(55.4%)が最も多くなっている。以下「自然豊かな川にすること」(52.8%)、「歴史や文化を次世代へ伝えること」(27.3%)、「地域が一体となって川を保全すること」(25.7%)と続いている。(図表6-7)

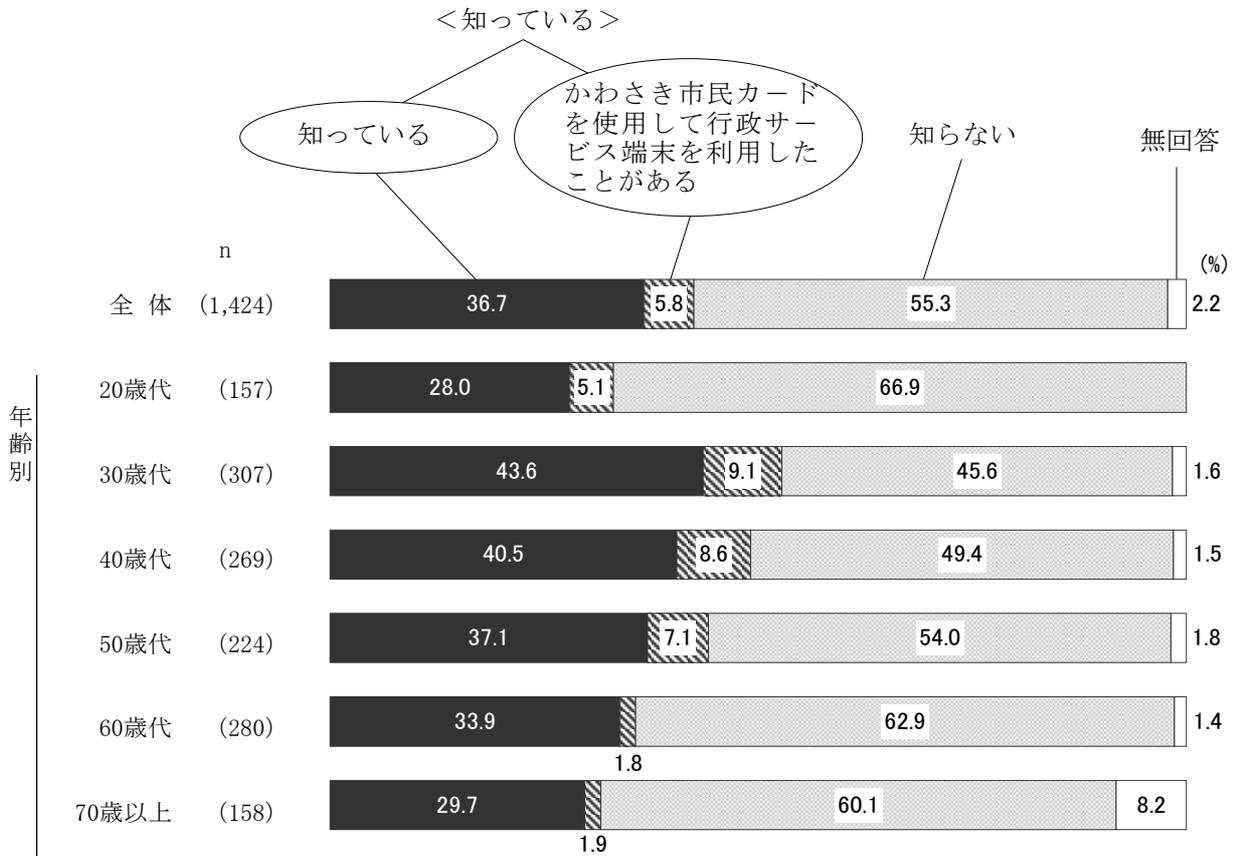
図表6-8 これからのニヶ領用水に重要なこと（性／年齢別、上位8項目）



性／年齢別では、「きれいな水にすること」は、男性の30歳代から50歳代が6割台、女性の20歳代から40歳代が5割台後半と多くなっている。「自然豊かな川にすること」は、どの年齢においても4割台半ばから5割台後半となっている。(図表6-8)



図表7-2 「かわさき市民カード」の認知度・利用状況（年齢別）



年齢別では、「かわさき市民カード」を<知っている>は、30歳代以上で年齢が上がるにつれ割合が少なくなる傾向にあり、30歳代で<知っている>が5割台半ばであるのに対し、70歳以上は3割台前半となっている。一方、「知らない」は、20歳代、60歳代が6割台半ばと多くなっている。（図表7-2）

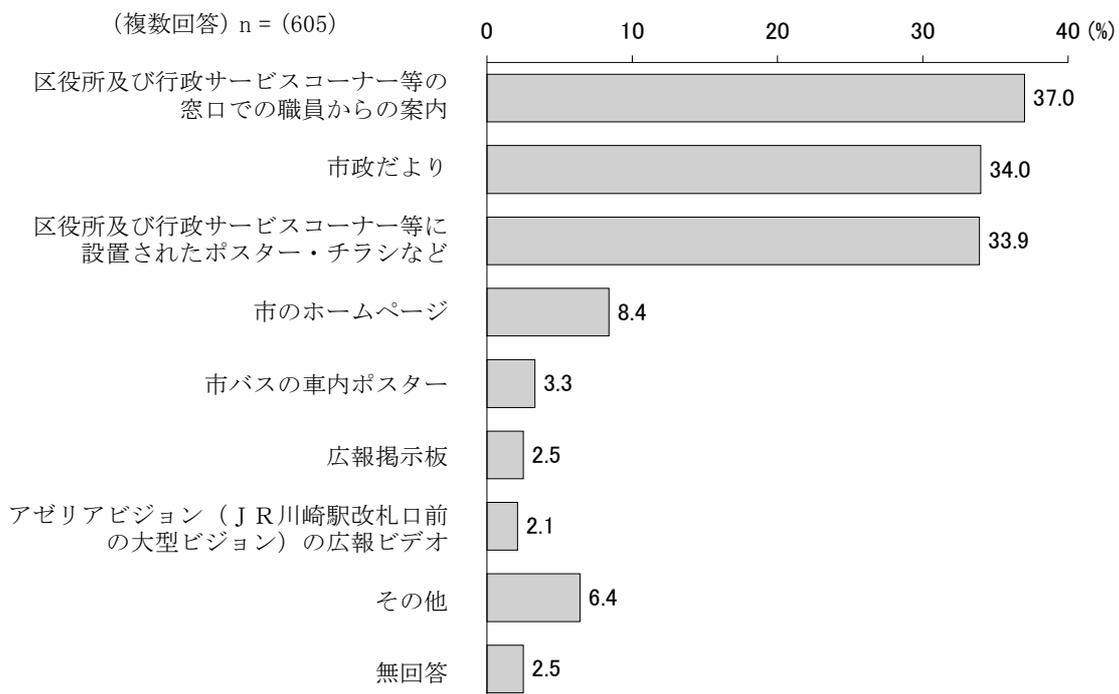
## 7-2 「かわさき市民カード」を知ったきっかけ

◎「区役所及び行政サービスコーナー等の窓口での職員からの案内」が37.0%

(問26で「1 知っている」「2 かわさき市民カードを使用して行政サービス端末を利用したことがある」と答えた方にうかがいます。)

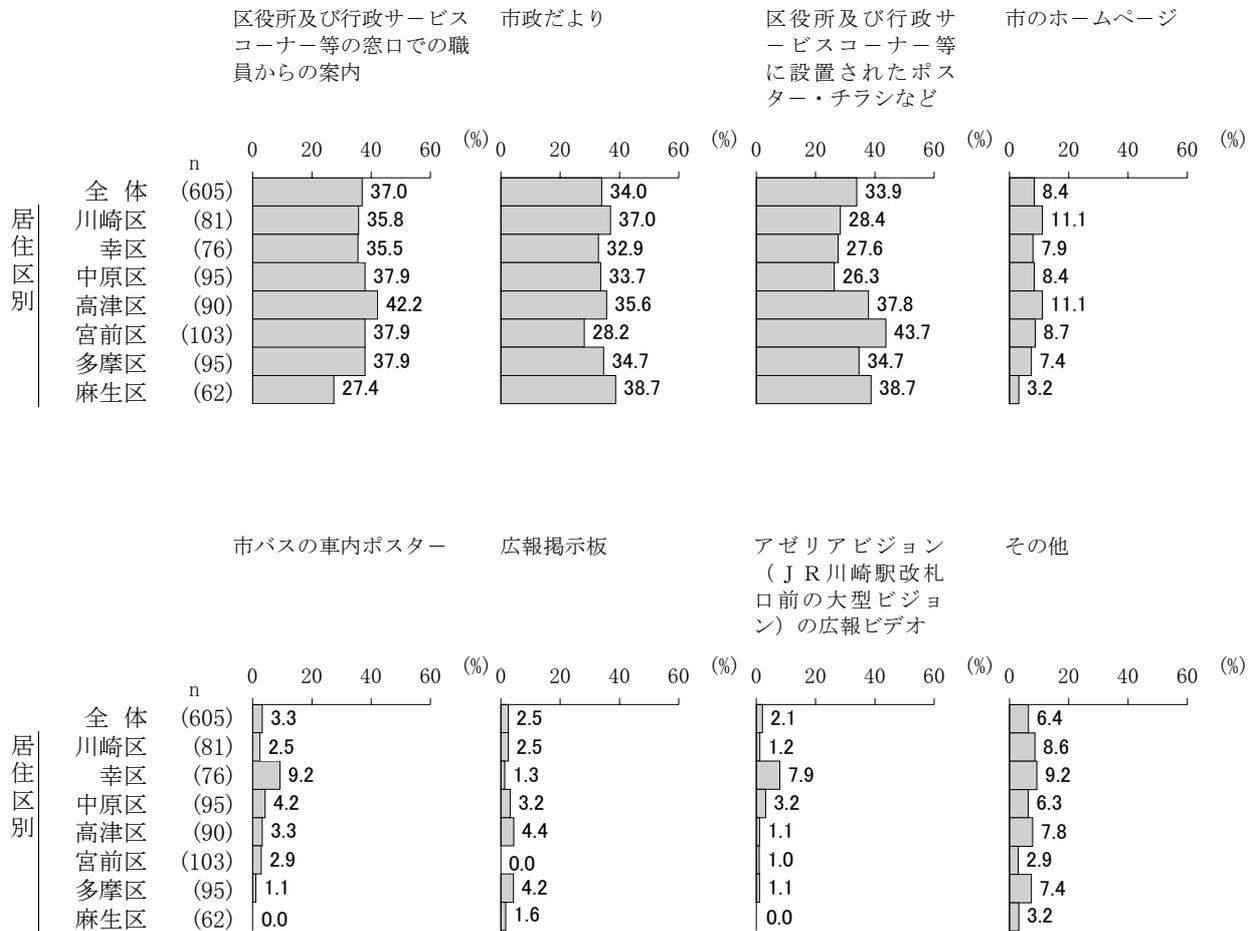
問27 『かわさき市民カード』をどこで知りましたか。(あてはまるものすべてに○)

図表7-3 「かわさき市民カード」を知ったきっかけ



「かわさき市民カード」を知ったきっかけは、「区役所及び行政サービスコーナー等の窓口での職員からの案内」(37.0%)が最も多くなっている。以下「市政だより」(34.0%)、「区役所及び行政サービスコーナー等に設置されたポスター・チラシなど」(33.9%)と続いている。(図表7-3)

図表7-4 「かわさき市民カード」を知ったきっかけ(居住区別)



居住区別では、「区役所及び行政サービスコーナー等の窓口での職員からの案内」は、麻生区を除く他の区は、3割台半ばから4割台前半となっている。「市政だより」は、宮前区を除く他の区は3割台となっている。(図表7-4)

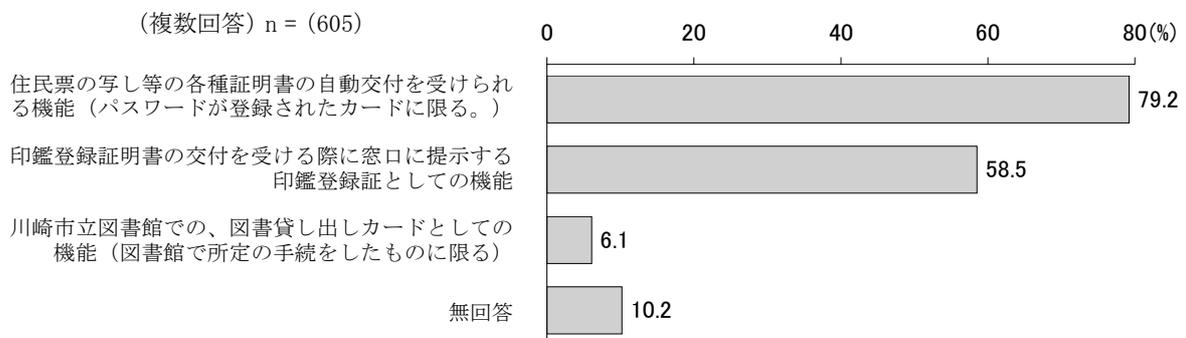
### 7-3 「かわさき市民カード」の機能の認知度

◎「住民票の写し等の各種証明書の自動交付を受けられる機能（パスワードが登録されたカードに限る）」が79.2%

(問26で「1 知っている」「2 かわさき市民カードを使用して行政サービス端末を利用したことがある」と答えた方にかがいます。)

問28 『かわさき市民カード』について、具体的にどのような機能について知っていますか。  
(あてはまるものすべてに○)

図表7-5 「かわさき市民カード」の機能の認知度



「かわさき市民カード」の機能の認知度は、「住民票の写し等の各種証明書の自動交付を受けられる機能（パスワードが登録されたカードに限る）」(79.2%)が最も多くなっている。以下「印鑑登録証明書の交付を受ける際に窓口に提示する印鑑登録証としての機能」(58.5%)、「川崎市立図書館での、図書貸出しカードとしての機能（図書館で所定の手続をしたものに限る）」(6.1%)となっている。(図表7-5)

## 7-4 「かわさき市民カード」を利用した曜日・時間帯

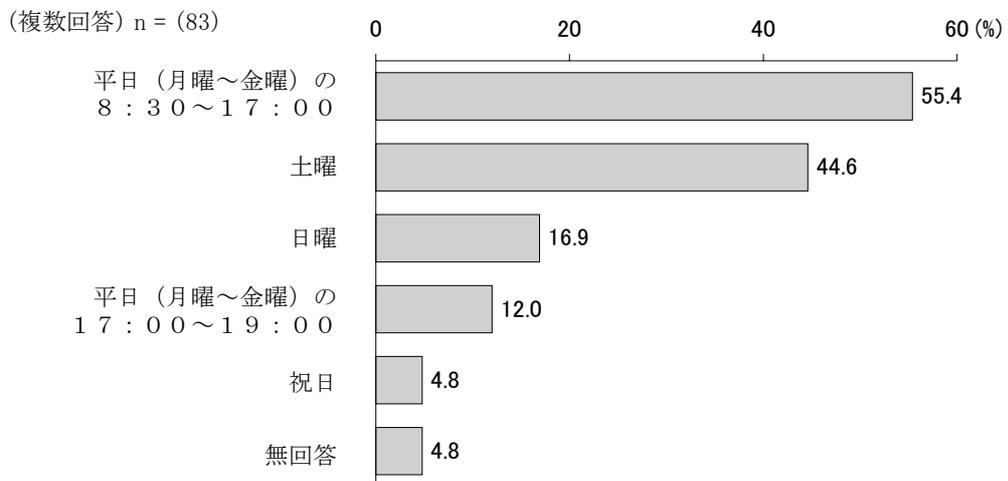
◎「平日（月曜～金曜）の8：30～17：00」が55.4%、「土曜」が44.6%

(問26で「2 かわさき市民カードを使用して行政サービス端末を利用したことがある」と答えた方にうかがいます。)

問29 『川崎市行政サービス端末』を利用された曜日及び時間帯はいつですか。

(あてはまるものすべてに○)

図表7-6 「かわさき市民カード」を利用した曜日・時間帯



「かわさき市民カード」を利用した曜日・時間帯は、「平日（月曜～金曜）の8：30～17：00」（55.4%）が最も多くなっている。以下「土曜」（44.6%）、「日曜」（16.9%）、「平日（月曜～金曜）の17：00～19：00」（12.0%）と続いている。（図表7-6）

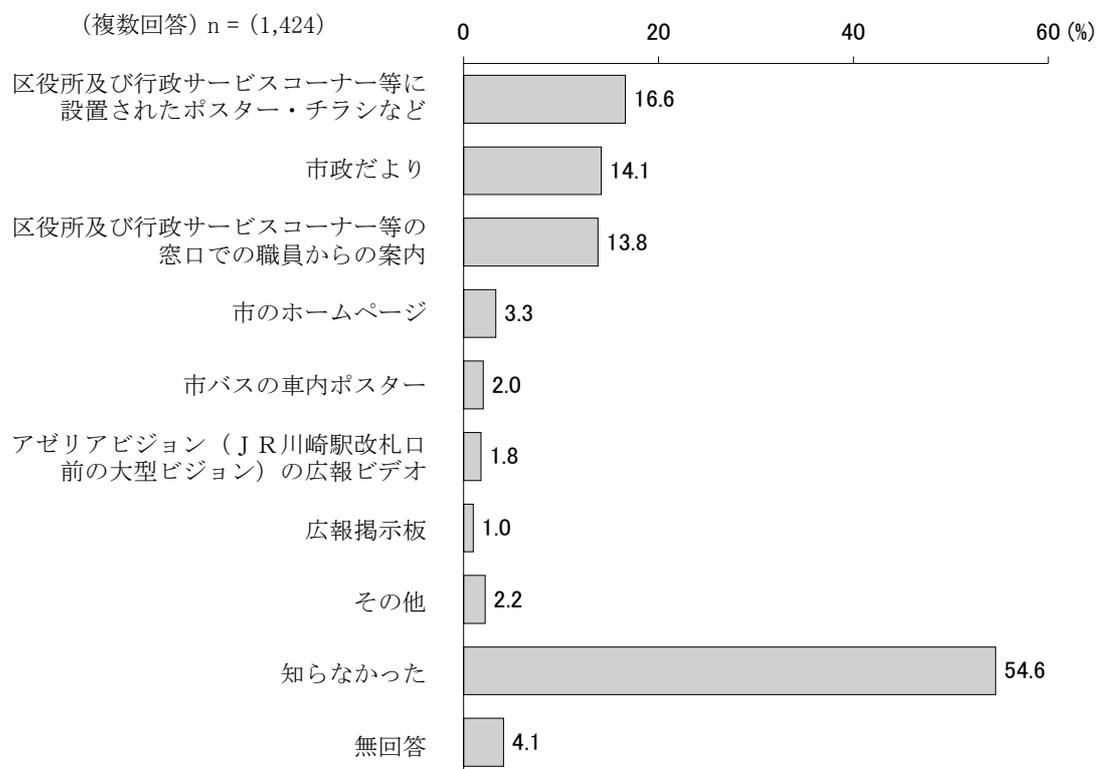
## 7-5 「川崎市行政サービス端末」の認知度・知ったきっかけ

◎「区役所及び行政サービスコーナー等に設置されたポスター・チラシなど」が  
16.6%

問30 『川崎市行政サービス端末』を知っていますか。また、どこで知りましたか。

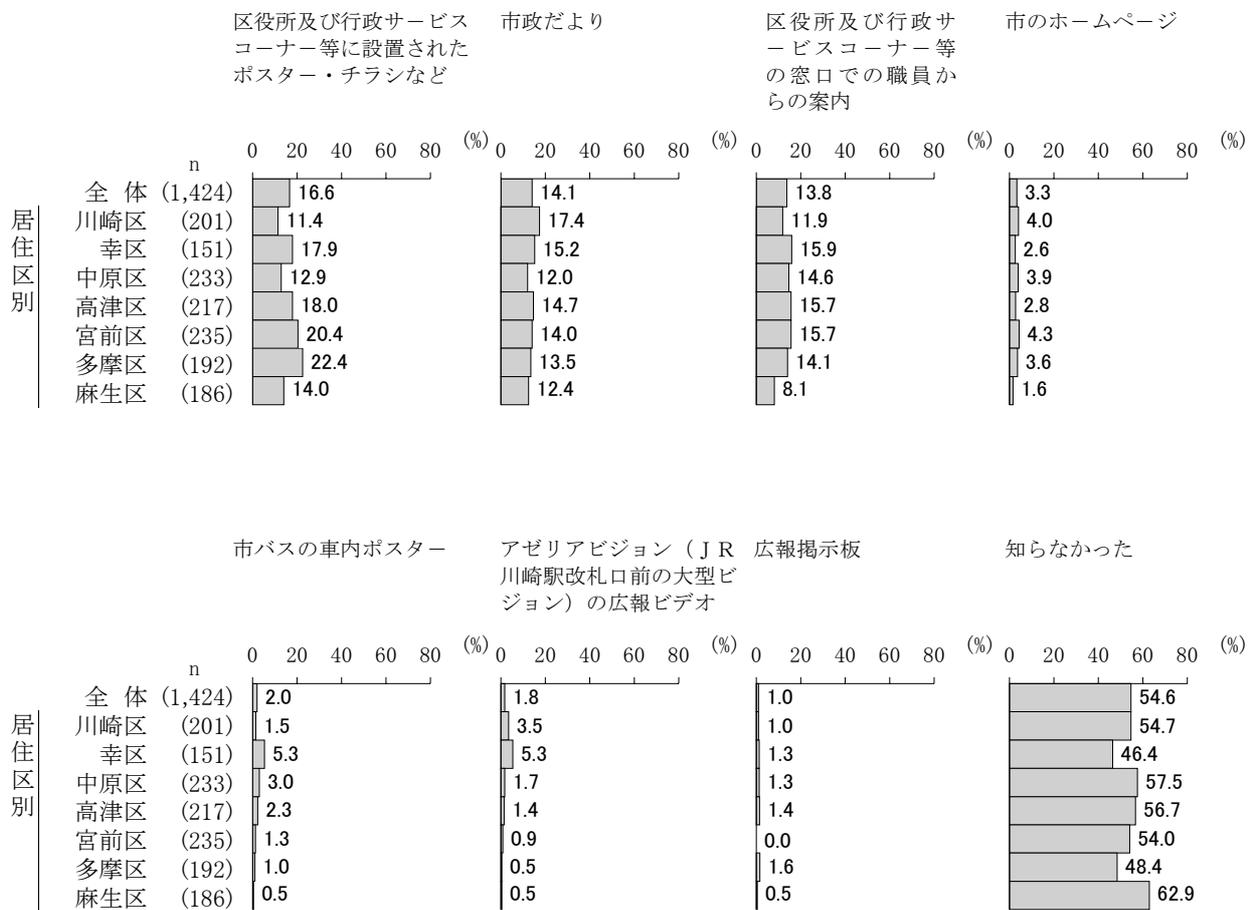
(あてはまるものすべてに○)

図表7-7 「川崎市行政サービス端末」の認知度・知ったきっかけ



「川崎市行政サービス端末」を知ったきっかけは、「区役所及び行政サービスコーナー等に設置されたポスター・チラシなど」(16.6%)が最も多く、以下「市政だより」(14.1%)、「区役所及び行政サービスコーナー等の窓口での職員からの案内」(13.8%)と続いている。一方、「知らなかった」は、54.6%となっている。(図表7-7)

図表7-8 「川崎市行政サービス端末」の認知度・知ったきっかけ(居住区別、上位8項目)



居住区別では、「区役所及び行政サービスコーナー等に設置されたポスター・チラシなど」は、どの区においても1割台前半から2割台前半となっており、多摩区が2割台前半と最も多くなっている。一方、「知らなかった」は、麻生区が6割台半ばと最も多くなっている。(図表7-8)

## 7-6 「かわさき市民カード」の作成意向

◎「作りたいと思う」が49.4%

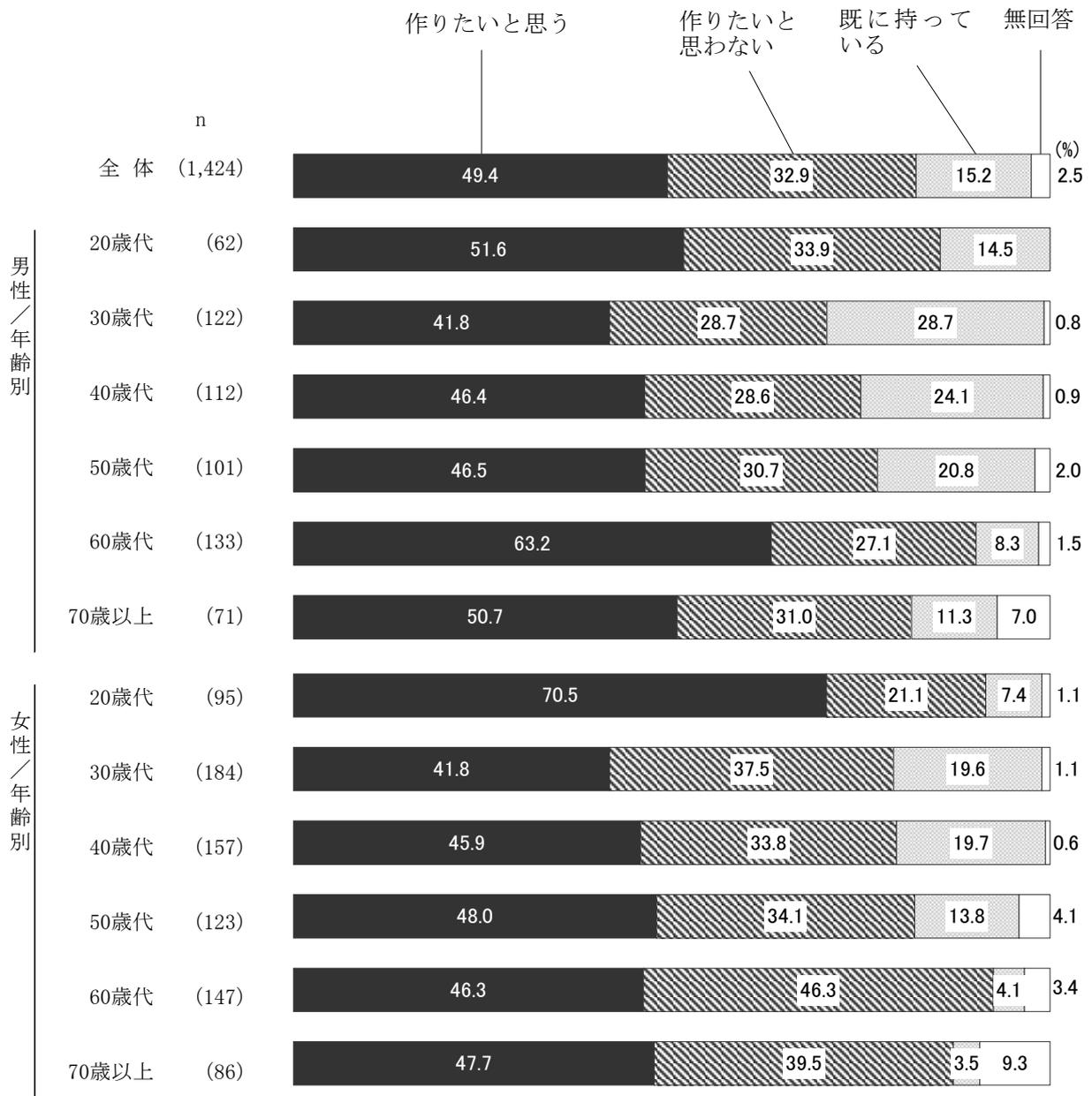
問31 『かわさき市民カード』は、川崎市行政サービス端末を利用して休日などでも住民票の写し、印鑑登録証明書等の各種証明書が取得できます。今後、『かわさき市民カード』を作りたいと思いますか。(○は1つだけ)

図表7-9 「かわさき市民カード」の作成意向



「かわさき市民カード」の作成意向は、「作りたいと思う」(49.4%)が最も多くなっている。以下「作りたいと思わない」(32.9%)、「既に持っている」(15.2%)となっている。(図表7-9)

図表7-10 「かわさき市民カード」の作成意向(性/年齢別)



性/年齢別では、「作りたと思う」は、女性の20歳代が7割台前半と最も多くなっている。男性の60歳代も6割台半ばと多くなっている。一方、「作りたと思わない」は、女性の60歳代が4割台半ばと最も多くなっている。(図表7-10)

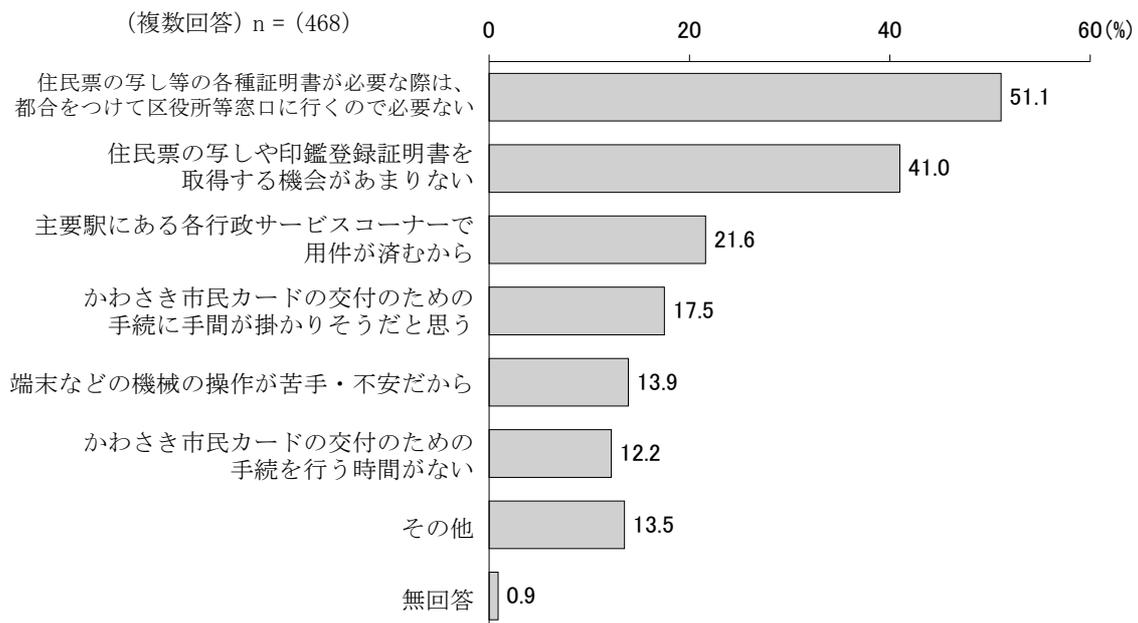
## 7-7 「かわさき市民カード」を作らない理由

- ◎「住民票の写し等の各種証明書が必要な際は、都合をつけて区役所等窓口に行くので必要ない」が51.1%

(問31で「2 作りたくないと思わない」と答えた方にうかがいます。)

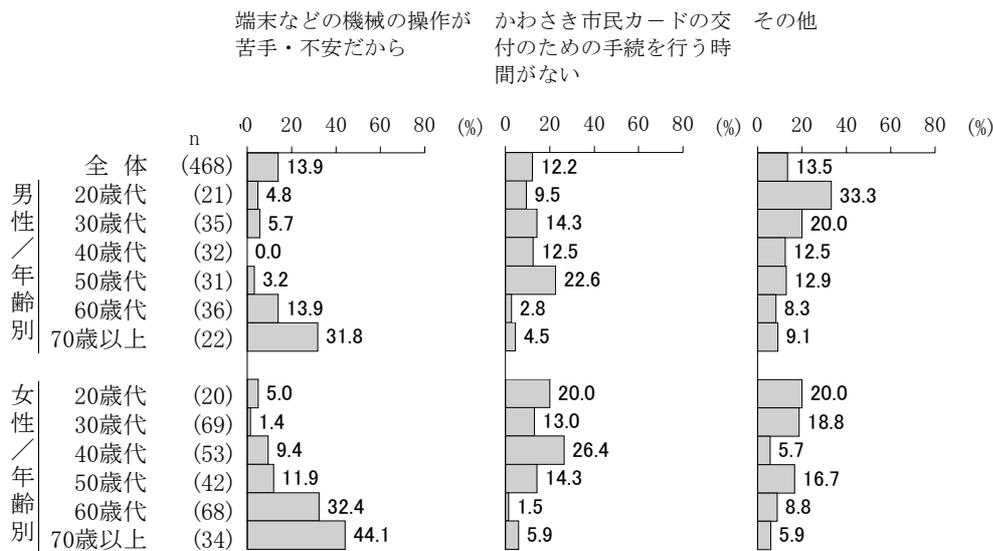
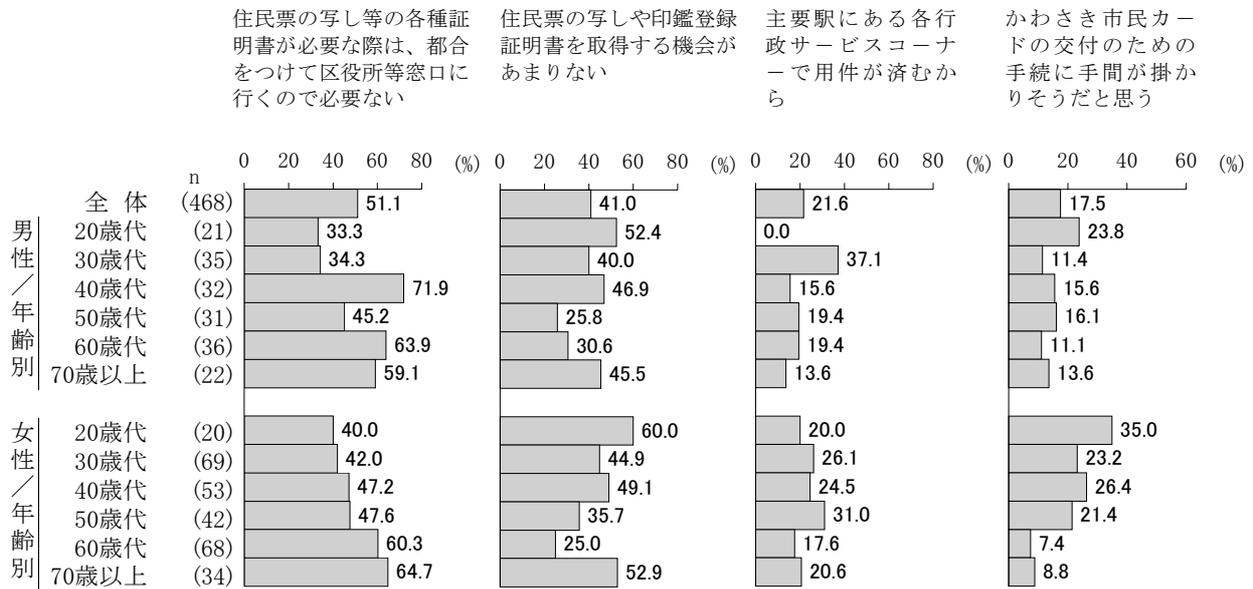
問32 『かわさき市民カード』を作りたくないと思わない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

図表7-11 「かわさき市民カード」を作らない理由



「かわさき市民カード」を作らない理由は、「住民票の写し等の各種証明書が必要な際は、都合をつけて区役所等窓口に行くので必要ない」(51.1%)が最も多くなっている。以下「住民票の写しや印鑑登録証明書を取得する機会があまりない」(41.0%)、「主要駅にある各行政サービスコーナーで用件が済むから」(21.6%)と続いている。(図表7-11)

図表7-12 「かわさき市民カード」を作らない理由(性/年齢別)



性/年齢別では、「住民票の写し等の各種証明書が必要な際は、都合をつけて区役所等窓口に行くので必要ない」は、男性の40歳代が7割台と最も多くなっている。また、女性は年齢が上がるにつれ割合が多くなる傾向にあり、70歳以上で6割台半ばとなっている。「住民票の写しや印鑑登録証明書を取得する機会があまりない」は、男女とも20歳代、40歳代、70歳以上が多くなっている。「主要駅にある各行政サービスコーナーで用件が済むから」は、男性の30歳代で3割台半ばと多くなっている。(図表7-12)

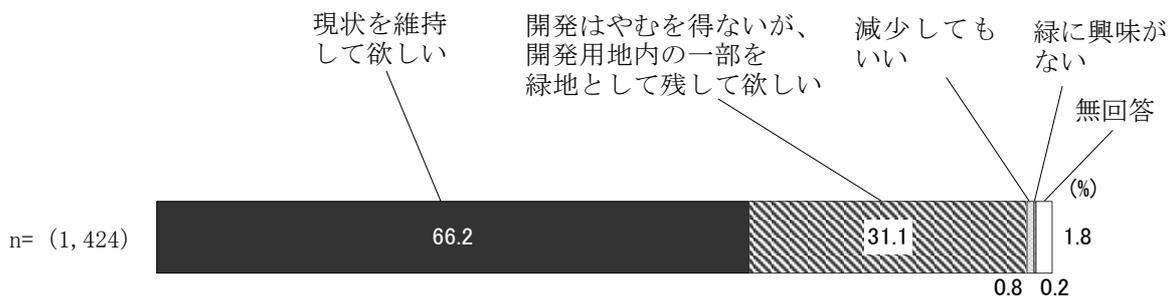
## 8 市民が取り組む緑地保全活動について

### 8-1 緑地についての考え方

◎「現状を維持して欲しい」が66.2%

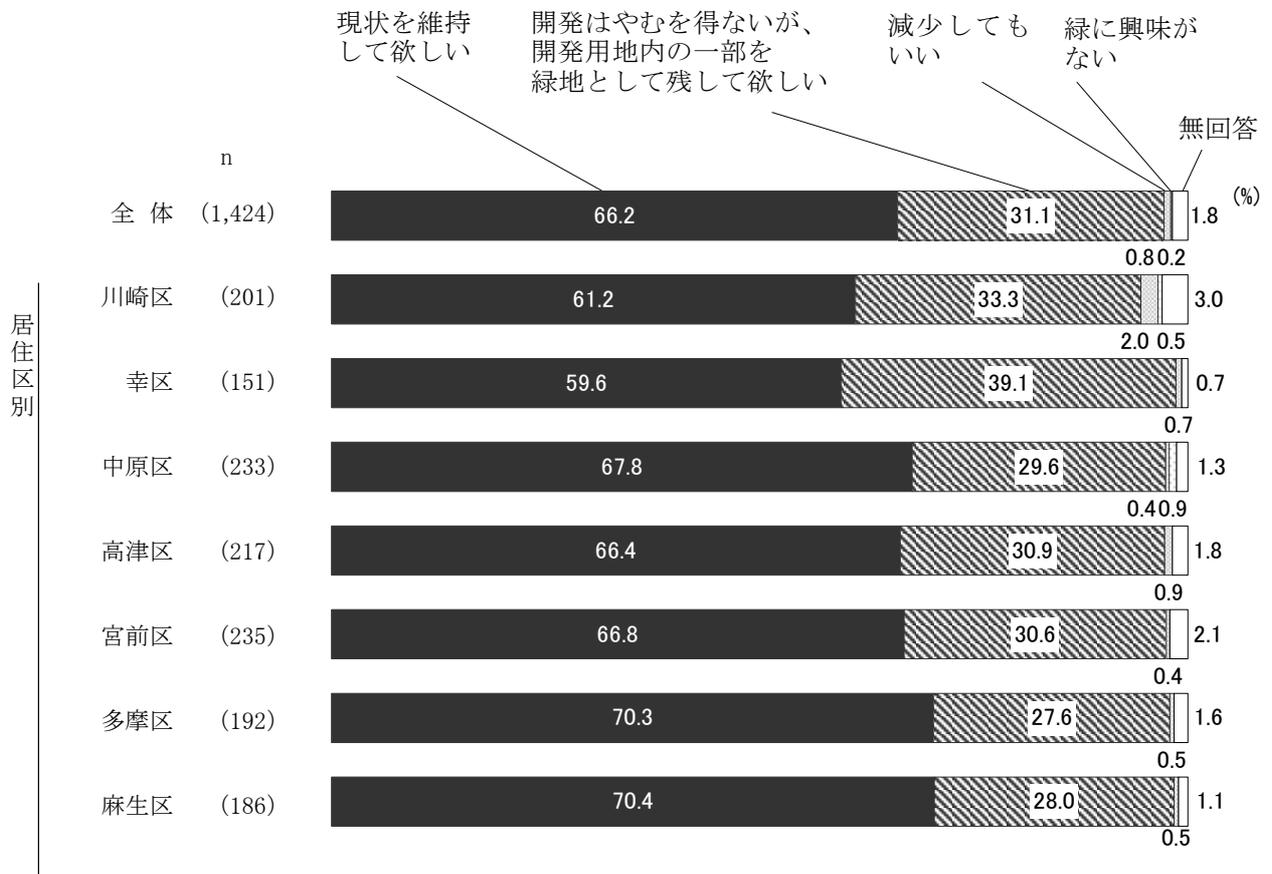
問33 川崎市にある緑地（森や林）についてどのように考えますか。（○は1つだけ）

図表8-1 緑地についての考え方



緑地についての考え方は、「現状を維持して欲しい」(66.2%) が最も多くなっている。以下「開発はやむを得ないが、開発用地内の一部を緑地として残して欲しい」(31.1%) となっている。(図表8-1)

図表8-2 緑地についての考え方(居住区別)



居住区別では、「現状を維持して欲しい」は、多摩区、麻生区で7割前半と多くなっている。「開発はやむを得ないが、開発用地内の一部を緑地として残して欲しい」は、幸区で約4割と多くなっている。(図表8-2)

## 8-2 川崎市の緑地の現状についての認識

◎「知っている」が37.6%

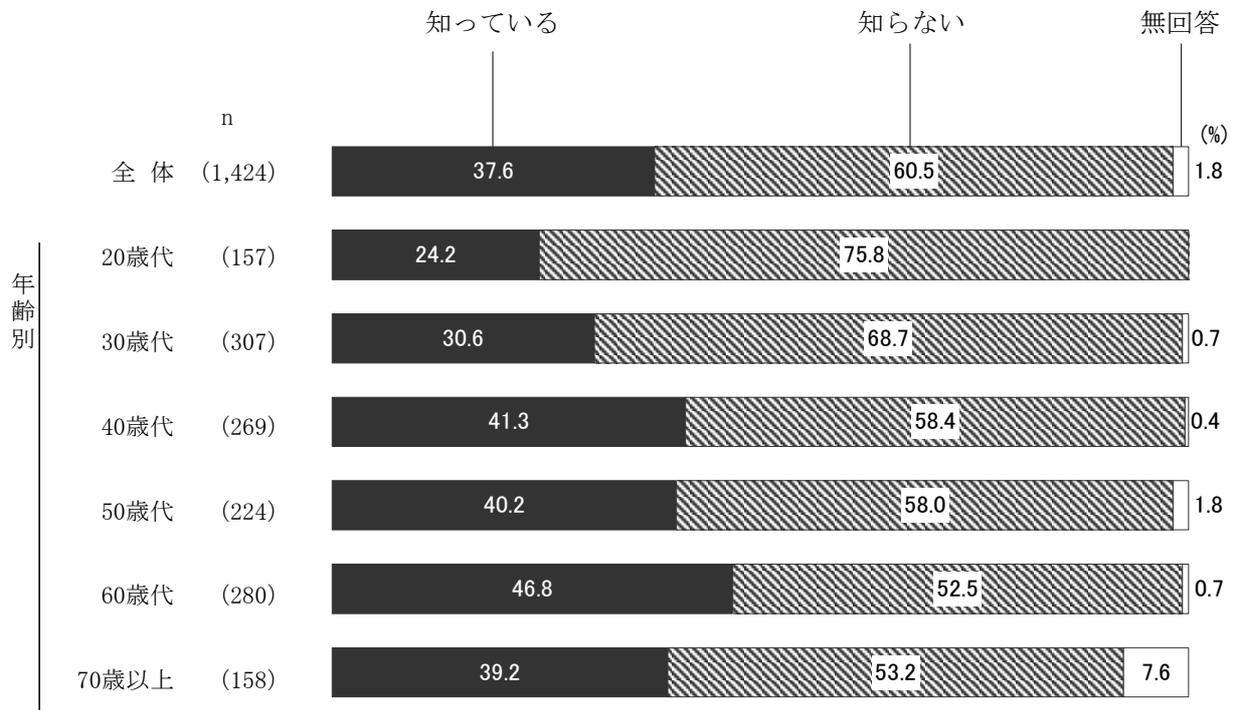
問34 川崎市の緑地の多くは企業や個人が所有している土地であり、所有者が緑地以外の形態にいつ変更するかわからない状況です。また、相続・管理面で土地所有者の負担が大きいことについて知っていますか。(〇は1つだけ)

図表8-3 川崎市の緑地の現状についての認識



川崎市の緑地の現状についての認識は、「知っている」が37.6%、「知らない」が60.5%となっている。(図表8-3)

図表8-4 川崎市の緑地の現状についての認識（年齢別）



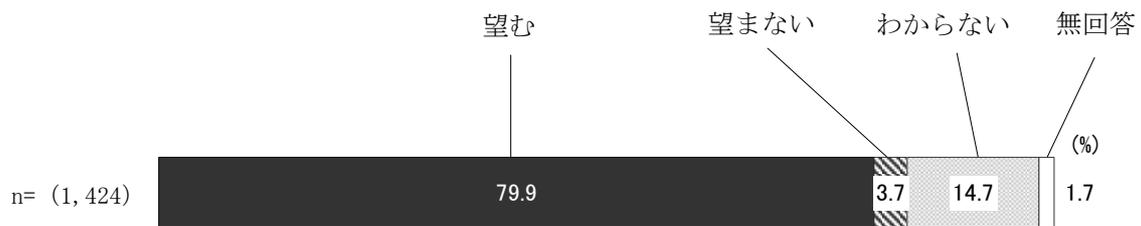
年齢別では、「知っている」は、60歳代が4割台半ばと多くなっている。一方、「知らない」は、20歳代が7割台半ばと多くなっている。(図表8-4)

### 8-3 小規模な緑地の保全の希望の有無

◎「望む」が79.9%

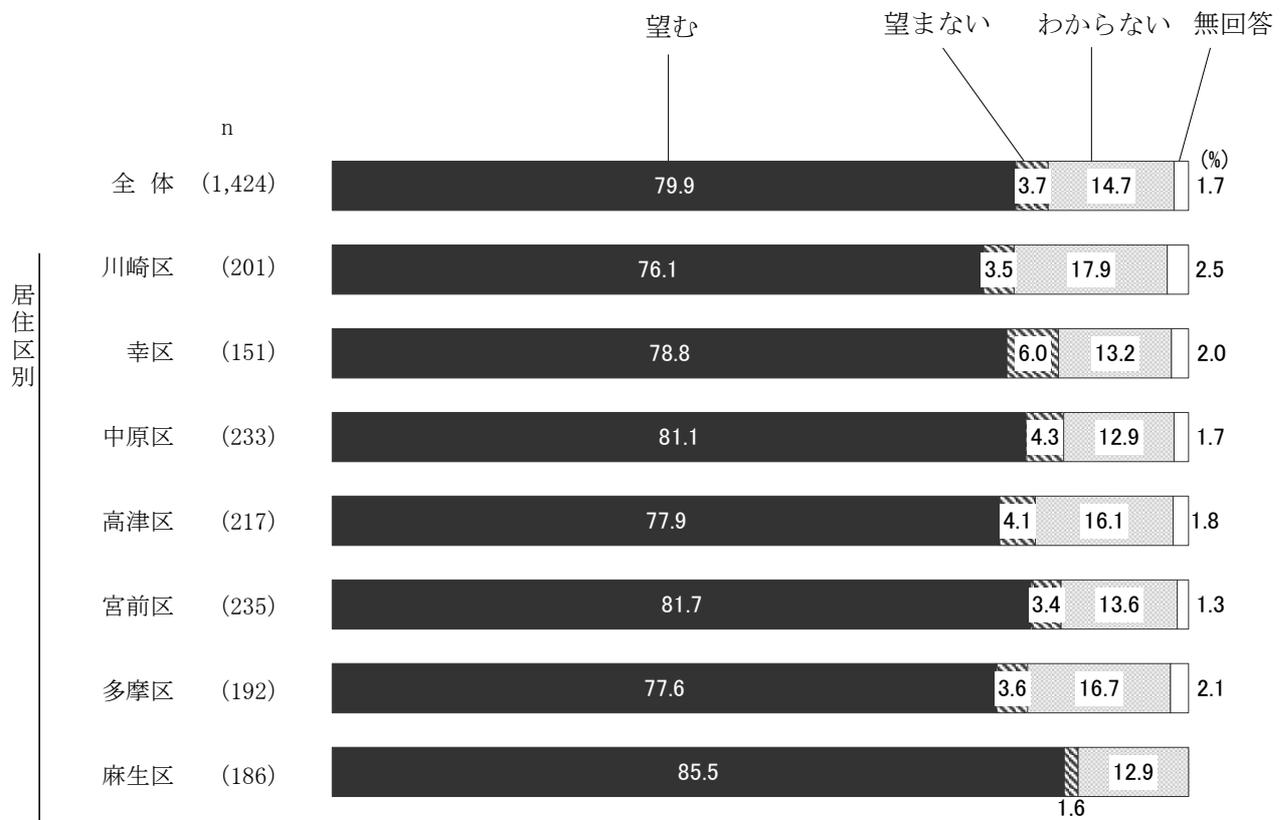
問 35 現在、川崎市では法令などにより、緑地保全施策を主に 3000 m<sup>2</sup>以上の緑地について緑地保全施策を講じています。今後、より身近な緑地の保全が可能となるよう、あなたのご自宅の近くなどにある小規模な緑についての保全も望みますか。(〇は1つだけ)

図表 8-5 小規模な緑地の保全の希望の有無



小規模な緑地の保全の希望の有無は、「望む」が 79.9%、「望まない」が 3.7%となっている。  
(図表 8-5)

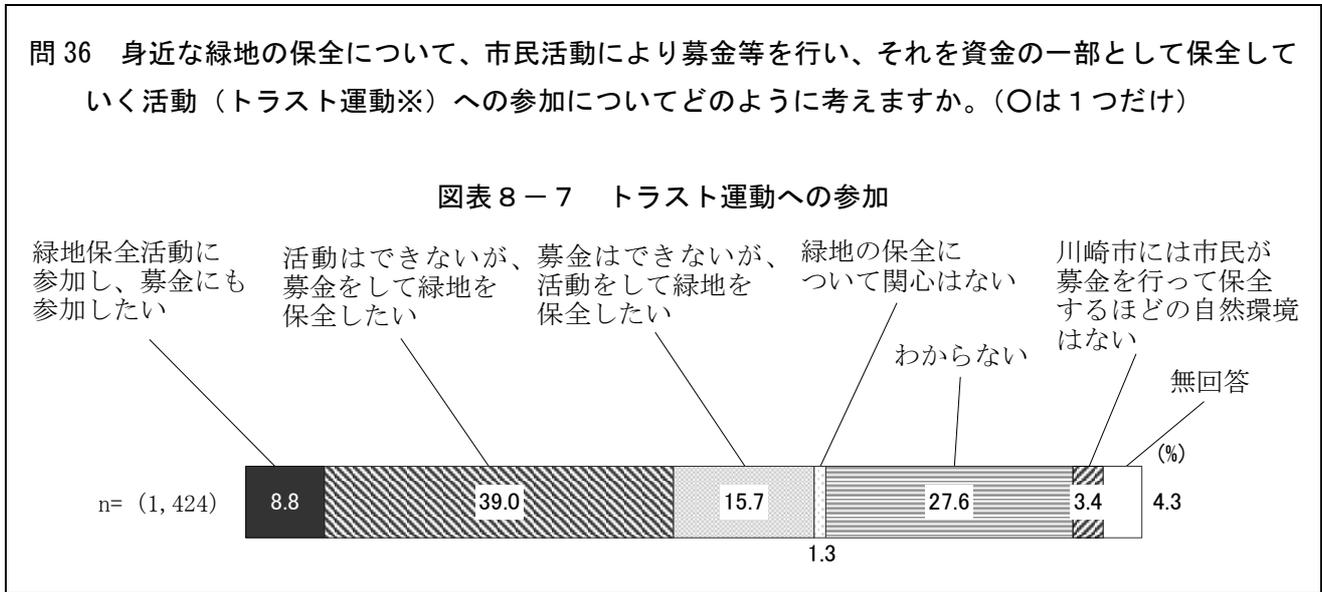
図表8-6 小規模な緑地の保全の希望の有無（居住区別）



居住区別では、「望む」は、麻生区が8割台半ばと最も多くなっている。以下宮前区、中原区が8割台前半となっている。(図表8-6)

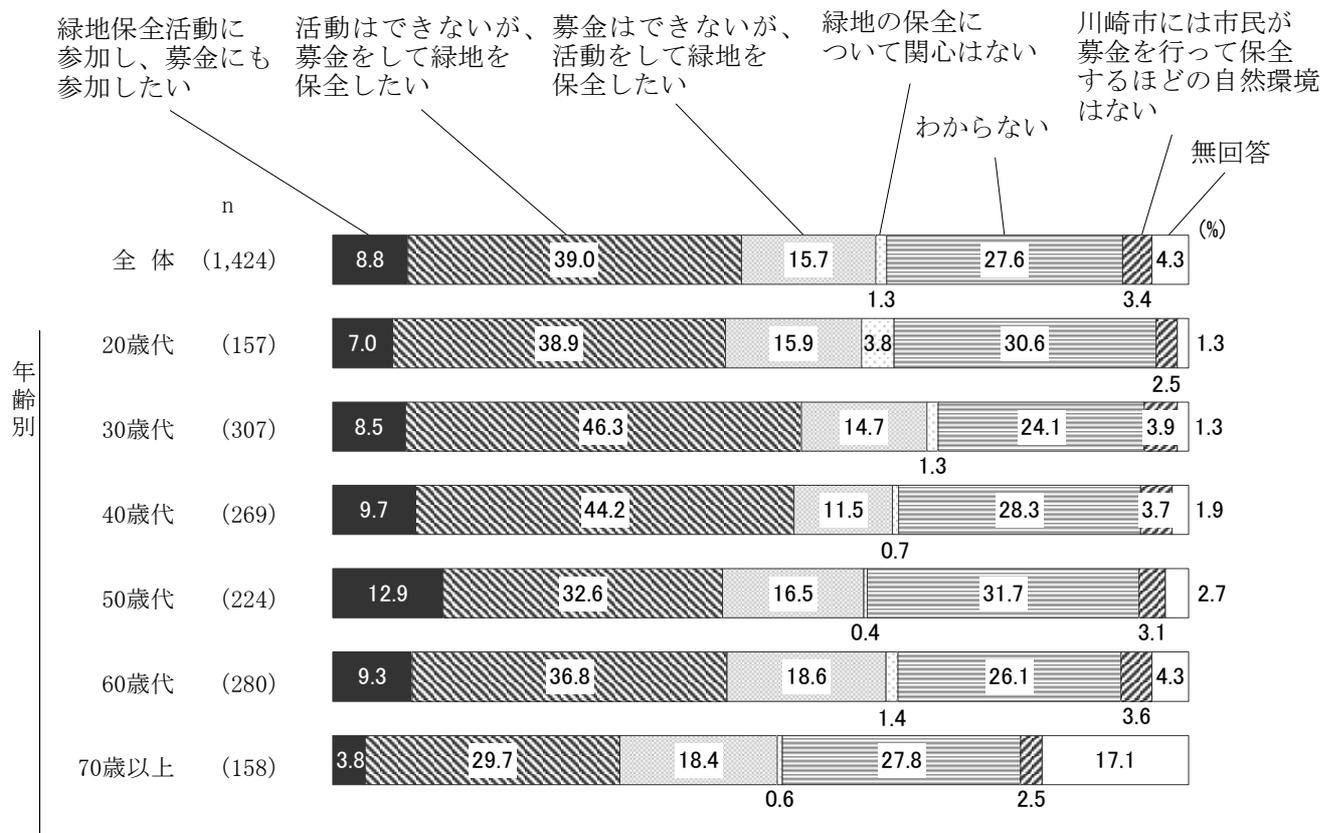
## 8-4 トラスト運動への参加

◎「活動はできないが、募金をして緑地を保全したい」が39.0%



トラスト運動への参加は、「活動はできないが、募金をして緑地を保全したい」(39.0%)が最も多くなっている。以下「募金はできないが、活動をして緑地を保全したい」(15.7%)、「緑地保全活動に参加し、募金にも参加したい」(8.8%)と続いている。(図表8-7)

図表8-8 トラスト運動への参加(年齢別)



年齢別では、「緑地保全活動に参加し、募金にも参加したい」は、50歳代が1割台半ばと多くなっている。「活動はできないが、募金をして緑地を保全したい」は、30歳代、40歳代が4割台半ばと多くなっている。「募金はできないが、活動をして緑地を保全したい」は、60歳代、70歳以上が多くなっている。(図表8-8)

## 8-5 緑地保存のために市民活動で可能な取り組み

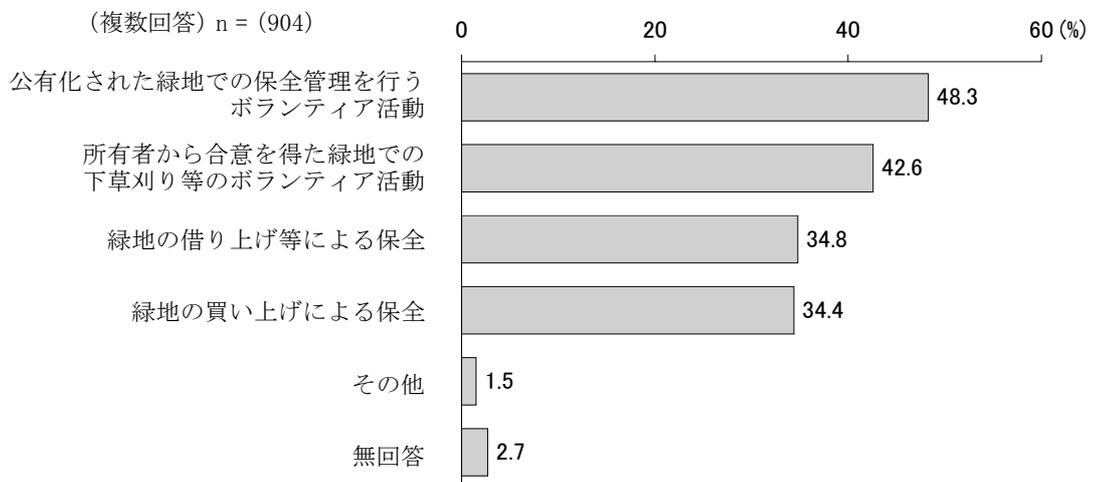
◎「公有化された緑地での保全管理を行うボランティア活動」が48.3%

(問36で「1 緑地保全活動に参加し、募金にも参加したい」「2 活動はできないが、募金をして緑地を保全したい」「3 募金はできないが、活動をして緑地を保全したい」と答えた方にうかがいます。)

問37 身近な緑地を保全する上で、市民活動で取り組みが可能だと思うものはどれですか。

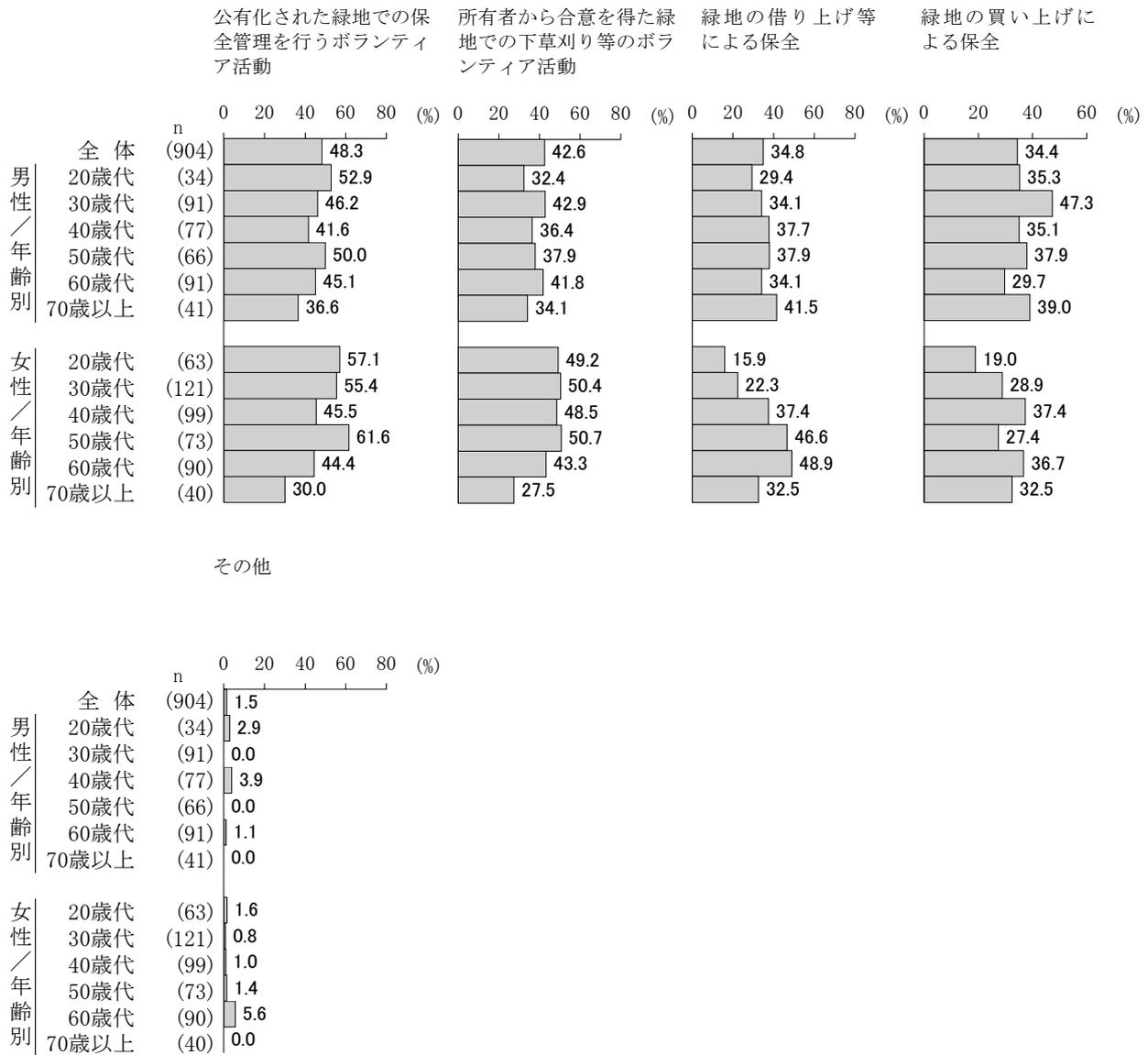
(あてはまるものすべてに○)

図表8-9 緑地保存のために市民活動で可能な取り組み



緑地保存のために市民活動で可能な取り組みは、「公有化された緑地での保全管理を行うボランティア活動」(48.3%)が最も多くなっている。以下「所有者から合意を得た緑地での下草刈り等のボランティア活動」(42.6%)、「緑地の借り上げ等による保全」(34.8%)、「緑地の買い上げによる保全」(34.4%)と続いている。(図表8-9)

図表8-10 緑地保存のために市民活動で可能な取り組み（性／年齢別）



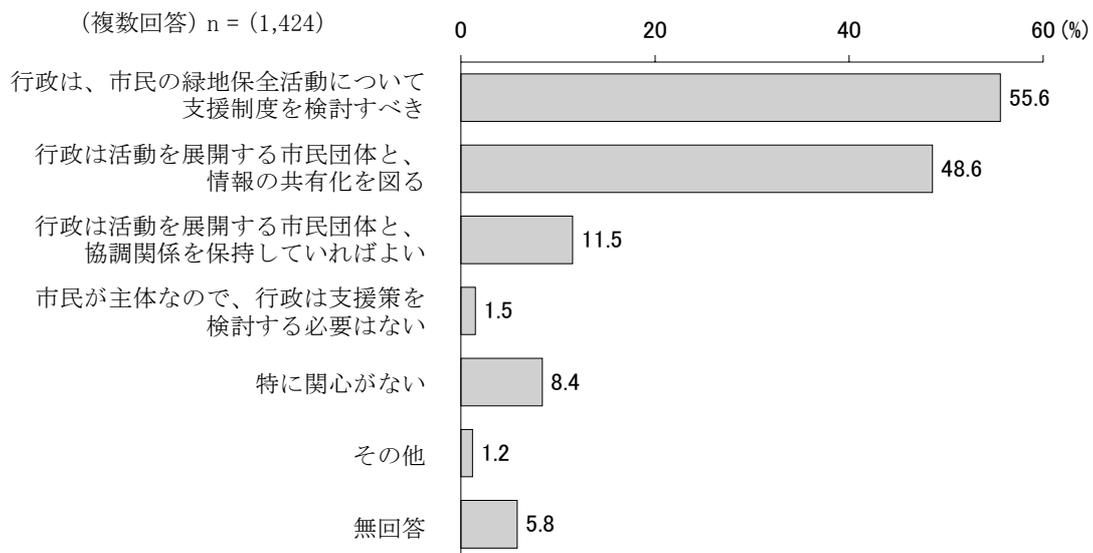
性／年齢別では、「公有化された緑地での保全管理を行うボランティア活動」は、女性の50歳代で6割台前半と最も多くなっている。「所有者から合意を得た緑地での下草刈り等のボランティア活動」は、おおむねどの年齢でも3割台半ばから5割台前半となっているが、女性の70歳以上が2割台後半と少なくなっている。「緑地の借り上げ等による保全」は、女性で70歳以上を除き、年齢が上がるにつれ割合が多くなる傾向となっている。(図表8-10)

## 8-6 トラスト活動と行政の関係

◎「行政は、市民の緑地保全活動について支援制度を検討すべき」が55.6%、「行政は活動を展開する市民団体と、情報の共有化を図る」が48.6%

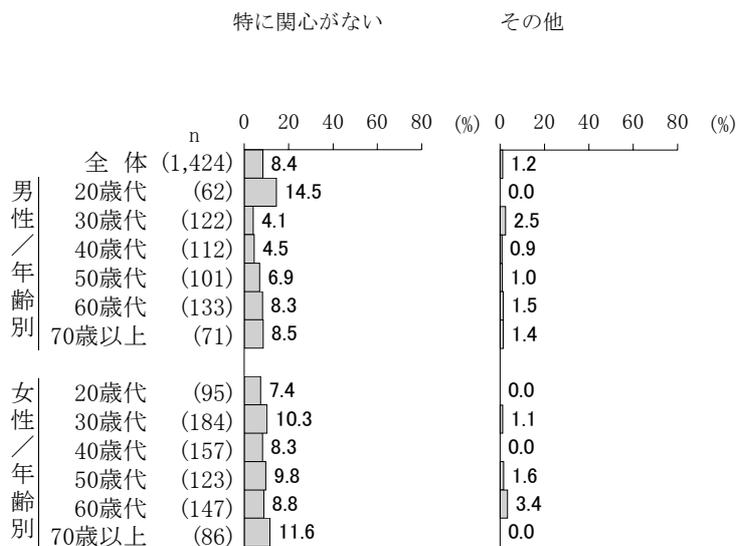
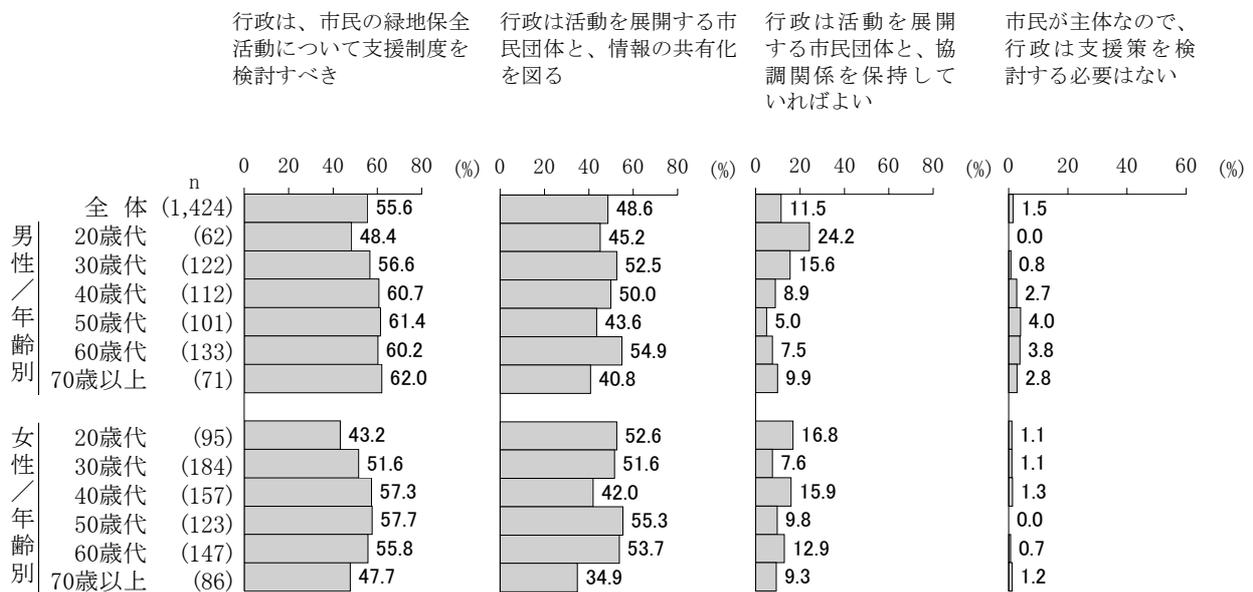
問38 市民が身近な緑地を保全するトラスト活動と行政との関係について、どう思いますか。  
(○は2つまで)

図表8-11 トラスト活動と行政の関係



トラスト活動と行政の関係は、「行政は、市民の緑地保全活動について支援制度を検討すべき」(55.6%)が最も多くなっている。以下「行政は活動を展開する市民団体と、情報の共有化を図る」(48.6%)、「行政は活動を展開する市民団体と、協調関係を保持していればよい」(11.5%)と続いている。(図表8-11)

図表8-12 トラスト活動と行政の関係(性/年齢別)



性/年齢別では、「行政は、市民の緑地保全活動について支援制度を検討すべき」は、男性の40歳代から70歳以上が6割台前半と多くなっている。「行政は活動を展開する市民団体と、情報の共有化を図る」は、男女とも4割台から5割台となっているが、女性の70歳以上が3割台半ばと少なくなっている。「行政は活動を展開する市民団体と、協調関係を保持していればよい」は、男女とも20歳代が多くなっている。(図表8-12)

## 9 区役所窓口の第2・第4土曜日開設について

### 9-1 土曜日窓口開設の認知度

◎「知っている」が38.8%

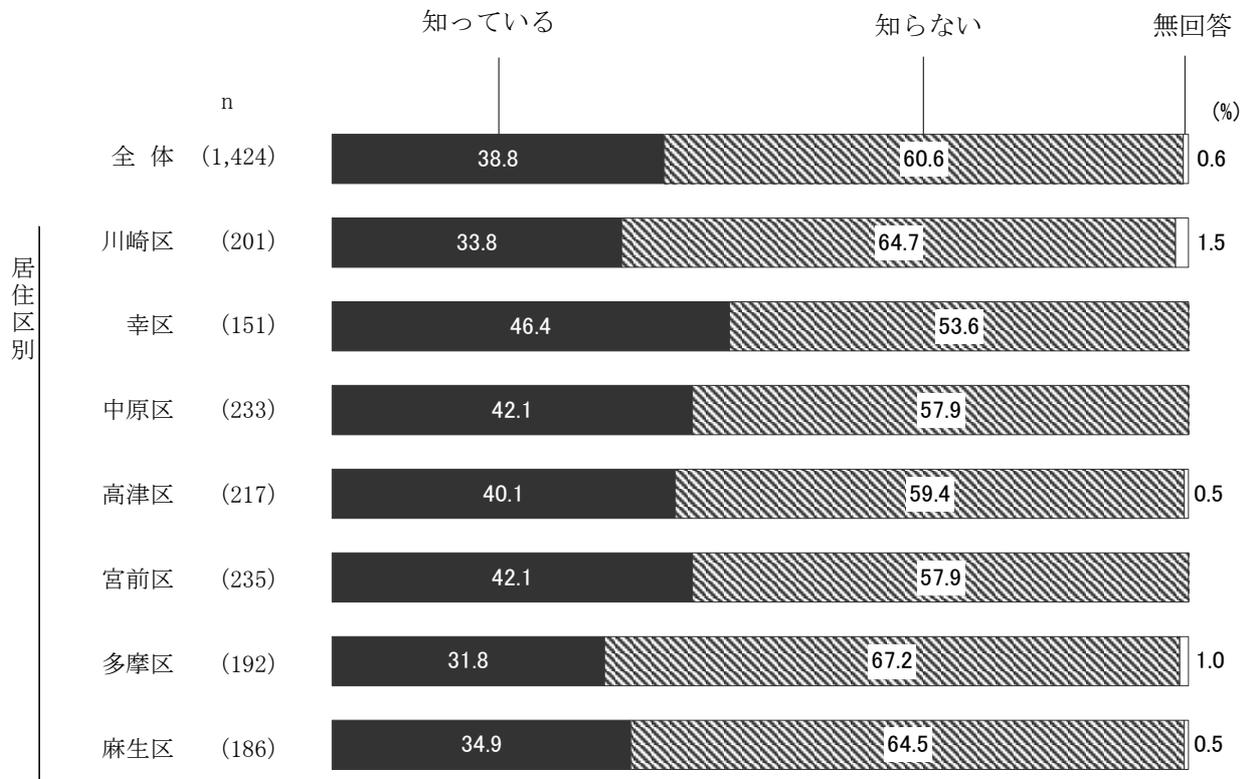
問39 あなたは、川崎市の区役所が特定の土曜日に、窓口開設を行っていることについて、知っていますか。(○は1つだけ)

図表9-1 区役所窓口の第2・第4土曜日開設について



区役所窓口の第2・第4土曜日開設については、「知っている」が38.8%、「知らない」が60.6%となっている。(図表9-1)

図表9-2 区役所窓口の第2・第4土曜日開設について(居住区別)



居住区別では、「知っている」は、幸区、中原区、高津区、宮前区が4割台となっている。(図表9-2)

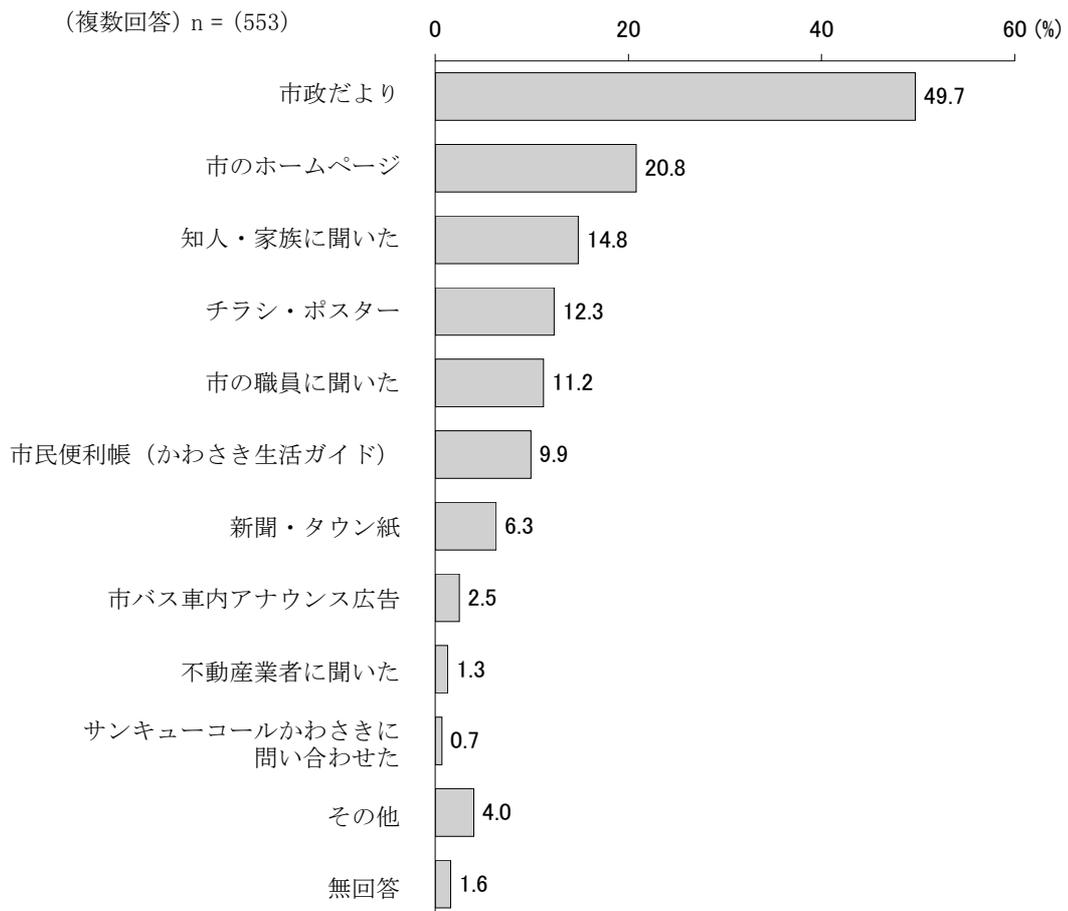
## 9-2 土曜日窓口開設を知ったきっかけ

◎「市政だより」が49.7%

(問39で「1 知っている」と答えた方にうかがいます。)

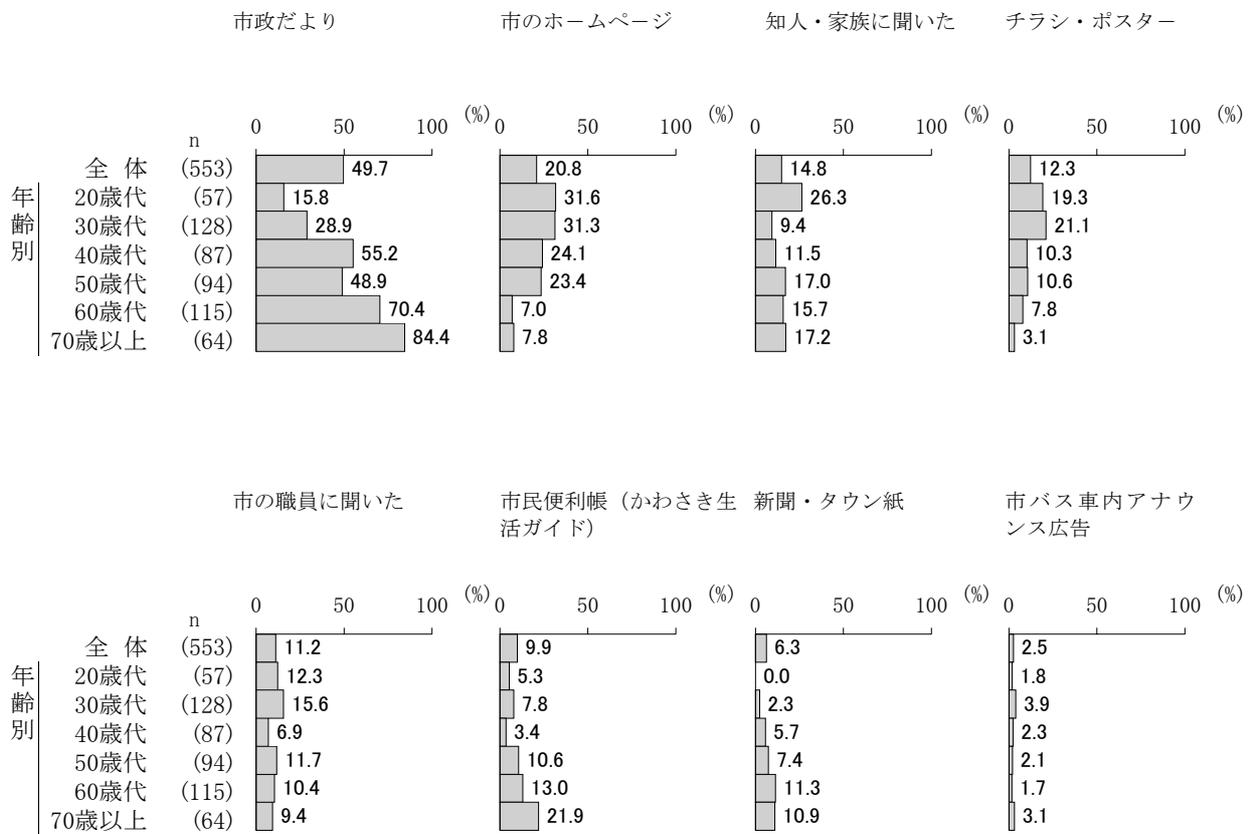
問40 区役所の土曜日窓口開設について、何で知りましたか。(あてはまるものすべてに○)

図表9-3 土曜日窓口開設を知ったきっかけ



土曜日窓口開設を知ったきっかけは、「市政だより」(49.7%)が最も多くなっている。以下「市のホームページ」(20.8%)、「知人・家族に聞いた」(14.8%)、「チラシ・ポスター」(12.3%)と続いている。(図表9-3)

図表9-4 土曜日窓口開設を知ったきっかけ(年齢別、上位8項目)



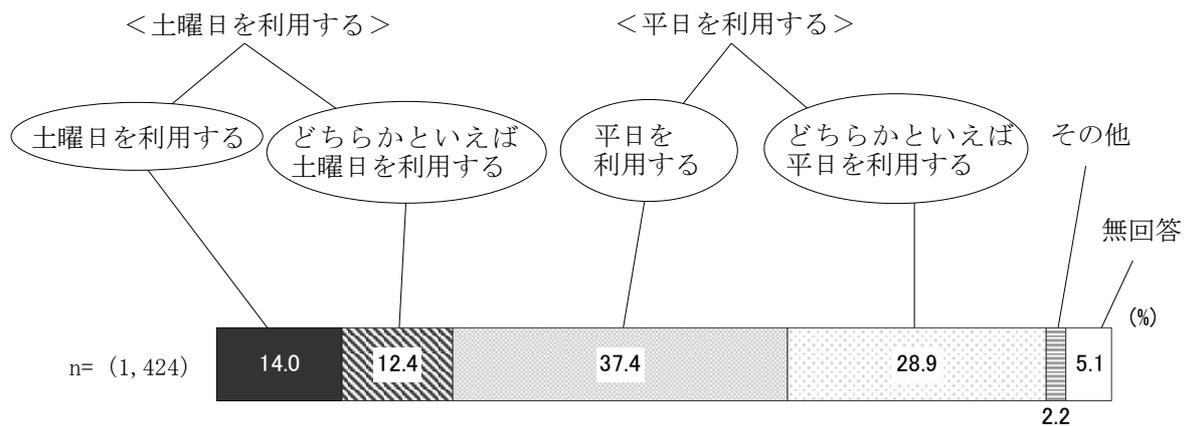
年齢別では、「市政だより」は年齢が上がるにつれ割合が多くなる傾向にあり、20歳代が1割台半ばであるのに対し、70歳以上は8割台半ばと多くなっている。「市のホームページ」は、20歳代、30歳代では3割台前半で多くなっているのに対し、60歳代、70歳以上は1割未満と少なくなっている。(図表9-4)

### 9-3 届出手続きを利用する曜日

◎「平日を利用する」が37.4%

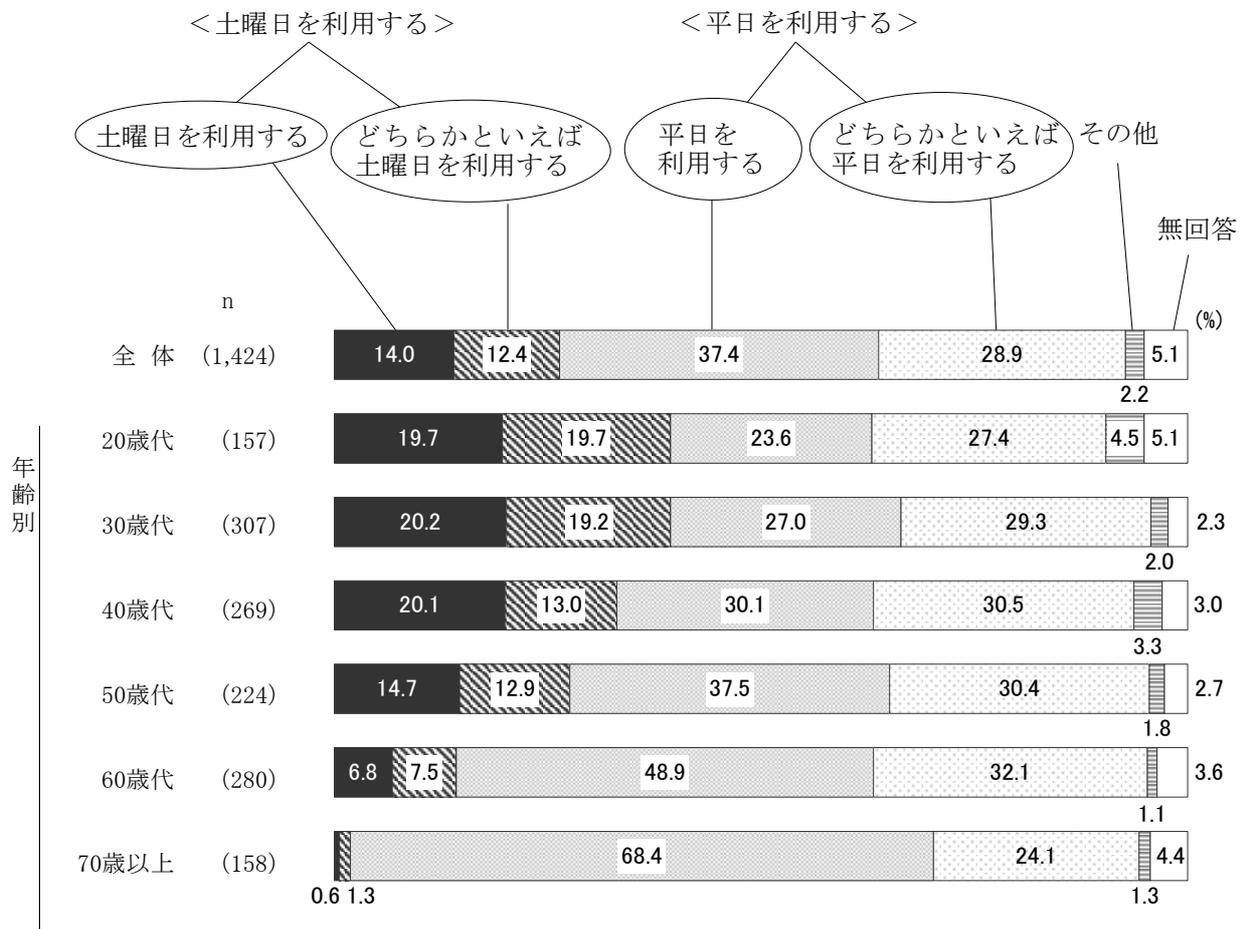
問 41 あなたが届出手続きを行うために区役所へ行く場合、平日と土曜日のどちらの方を利用しますか。(○は1つだけ)

図表9-5 届出手続きを利用する曜日



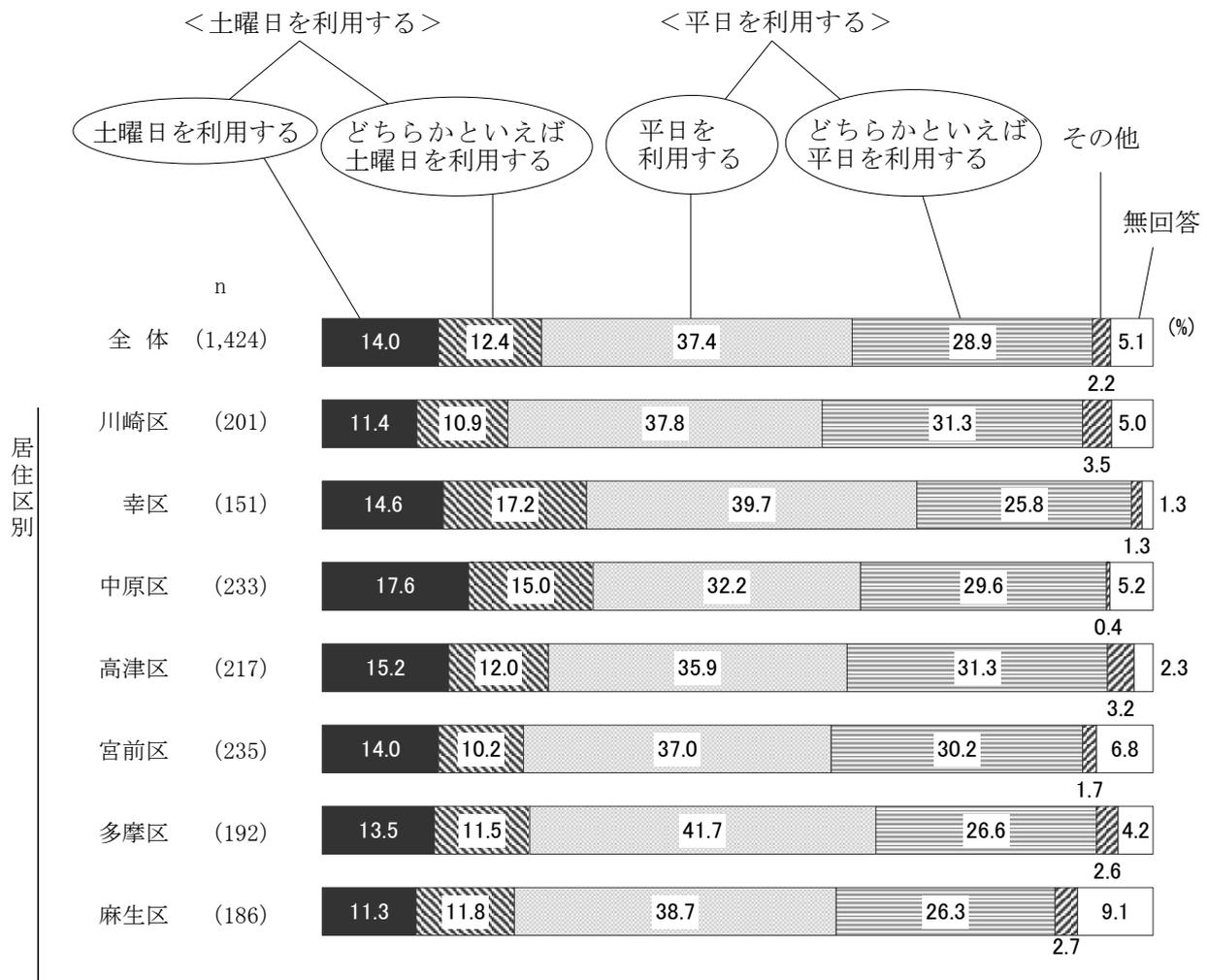
届出手続きを利用する曜日は、「土曜日を利用する」(14.0%)と「どちらかといえば土曜日を利用する」(12.4%)をあわせた<土曜日を利用する>が26.4%となっている。一方、「平日を利用する」(37.4%)と「どちらかといえば平日を利用する」(28.9%)をあわせた<平日を利用する>が66.3%となっている。(図9-5)

図表9-6 届出手続きを利用する曜日(年齢別)



年齢別では、年齢が上がるにつれ<土曜日を利用する>の割合が少なくなり、<平日を利用する>の割合が多くなる傾向となっている。20歳代、30歳代では<土曜日を利用する>が約4割であるのに対し、70歳以上は1割以下となっている。(図表9-6)

図表9-7 届出手続きを利用する曜日（居住区別）



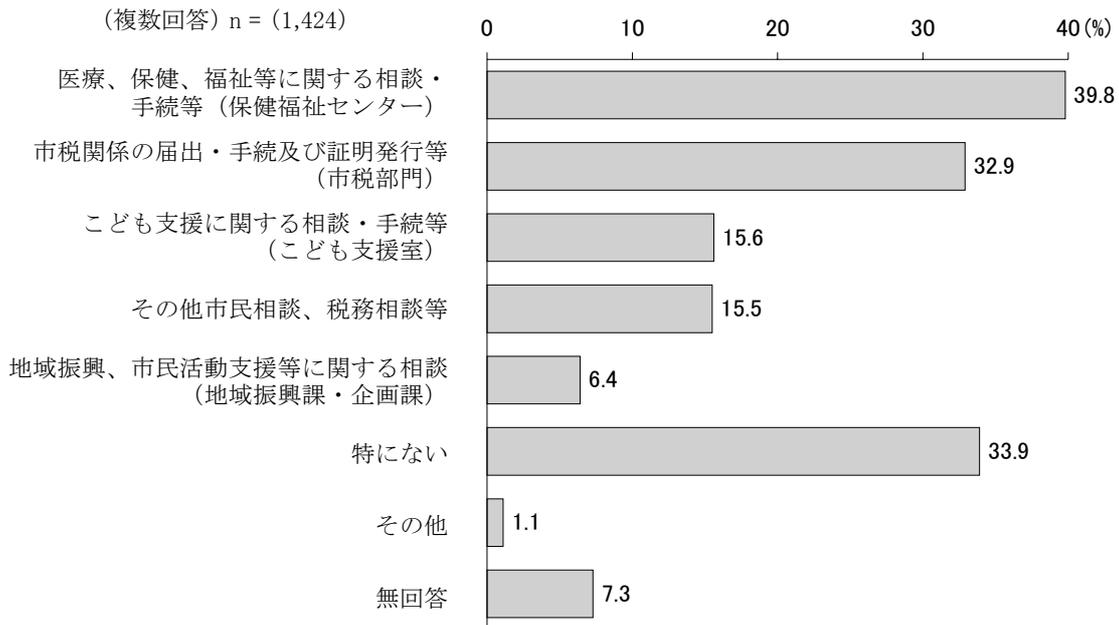
居住区別では、幸区、中原区で「土曜日を利用する」が3割台と多くなっている。（図表9-7）

## 9-4 土曜日に扱ってほしい区役所業務

◎「医療、保健、福祉等に関する相談・手続等（保健福祉センター）」が39.8%

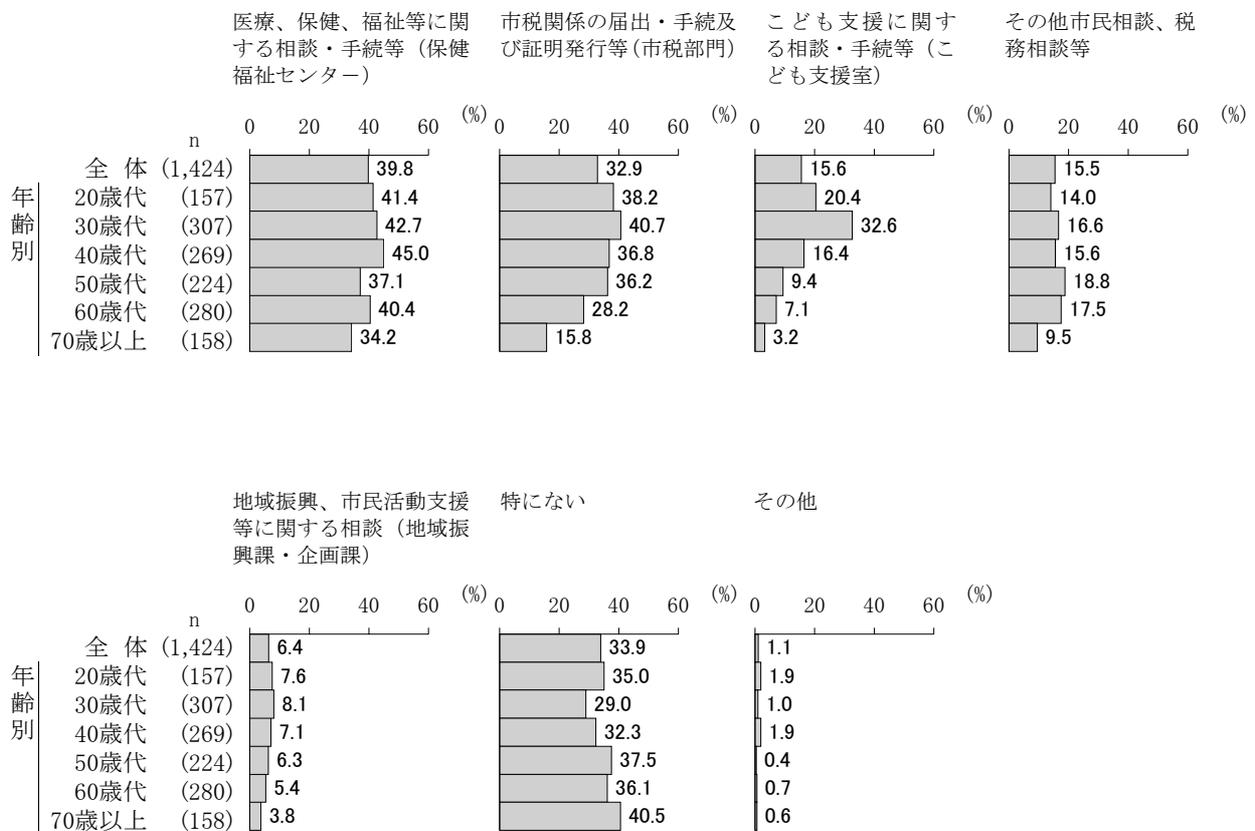
問42 区民課・保険年金課の一部の業務以外に、今後、土曜日に扱ってほしい区役所の業務はありますか。（あてはまるものすべてに○）

図表9-8 土曜日に扱ってほしい区役所業務



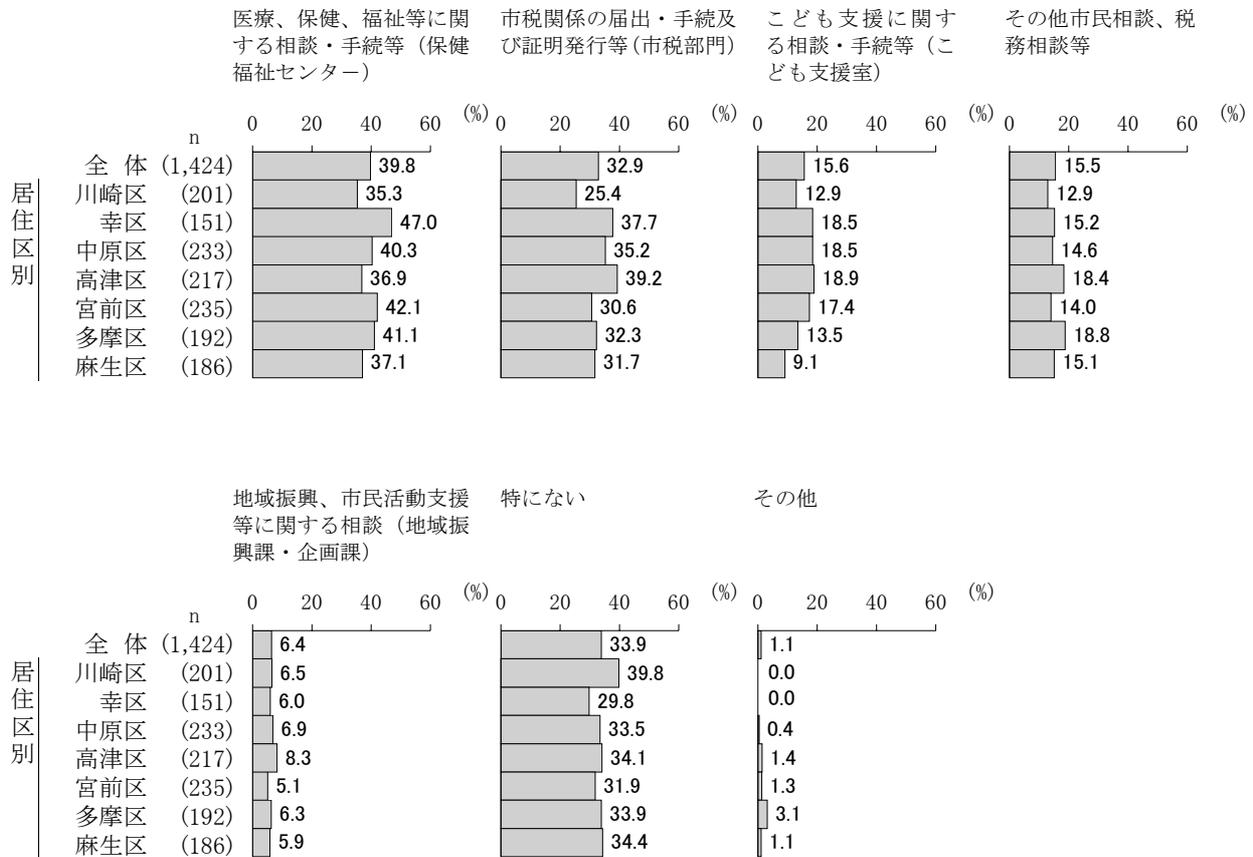
土曜日に扱ってほしい区役所業務は、「医療、保健、福祉等に関する相談・手続等（保健福祉センター）」(39.8%)が最も多くなっている。以下「市税関係の届出・手続及び証明発行等（市税部門）」(32.9%)、「子ども支援に関する相談・手続等（子ども支援室）」(15.6%)、「その他市民相談、税務相談等」(15.5%)と続いている。一方、「特にない」は、33.9%となっている。（図表9-8）

図表9-9 土曜日に扱ってほしい区役所業務（年齢別）



年齢別では、「医療、保健、福祉等に関する相談・手続等（保健福祉センター）」は、すべての年齢で3割台半ばから4割台半ばとなっている。「市税関係の届出・手続及び証明発行等（市税部門）」は、20歳代から50歳代で3割台半ばから4割台前半と多くなっているが、70歳以上が1割台半ばと少なくなっている。「子ども支援に関する相談・手続等（子ども支援室）」は、30歳代が3割台半ばと多くなっている。（図表9-9）

図表9-10 土曜日に扱ってほしい区役所業務（居住区別）



居住区別では、「医療、保健、福祉等に関する相談・手続等（保健福祉センター）」は、幸区が4割台半ばと最も多くなっている。「市税関係の届出・手続及び証明発行等（市税部門）」は、高津区が約4割と多くなっているが、川崎区は2割台半ばと少なくなっている。一方、「特にない」は、川崎区が約4割と多くなっている。（図表9-10）

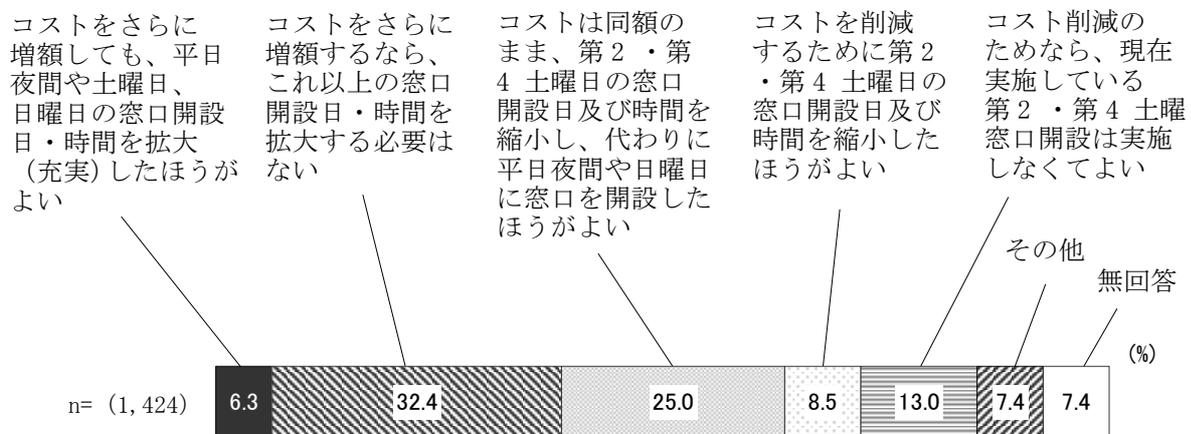
## 9-5 土曜日窓口開設のコストについての考え方

◎「コストをさらに増額するなら、これ以上の窓口開設日・時間を拡大する必要はない」が32.4%

問43 川崎市が実施している区役所窓口の土曜日開設に要するコストは、年間の合計で約6千万円です。このことについてのあなたのご意見か考えに最も近いものを選んでください。

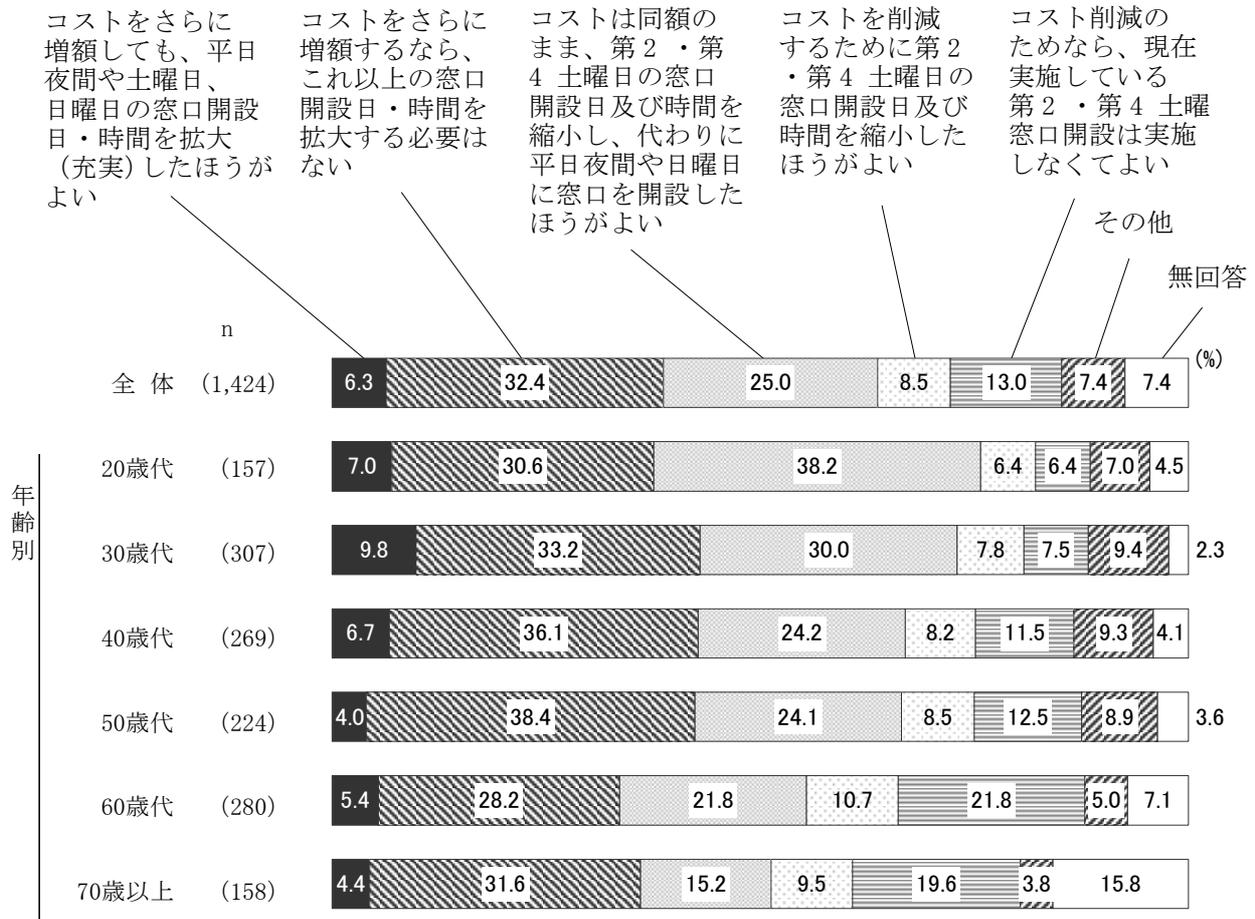
(○は1つだけ)

図表9-11 土曜日窓口開設のコストについての考え方



土曜日窓口開設のコストについての考え方は、「コストをさらに増額するなら、これ以上の窓口開設日・時間を拡大する必要はない」(32.4%)が最も多くなっている。以下「コストは同額のまま、第2・第4土曜日の窓口開設日及び時間を縮小し、代わりに平日夜間や日曜日に窓口を開設したほうがよい」(25.0%)、「コスト削減のためなら、現在実施している第2・第4土曜窓口開設は実施しなくてよい」(13.0%)と続いている。(図表9-11)

図表9-12 土曜日窓口開設のコストについての考え方(年齢別)



年齢別では、「コストをさらに増額するなら、これ以上の窓口開設日・時間を拡大する必要はない」は、50歳代が3割台後半と多くなっている。「コストは同額のまま、第2・第4土曜日の窓口開設日及び時間を縮小し、代わりに平日夜間や日曜日に窓口を開設したほうがよい」は、20歳代が3割台後半と多くなっている。一方、「コスト削減のためなら、現在実施している第2・第4土曜窓口開設は実施しなくてよい」は、60歳代、70歳以上が約2割と多くなっている。(図表9-12)